

岐阜聖徳学園大学学則

第1章 総 則

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神にのっとり宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特徴を發揮し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的とする。

第2条 本学は岐阜聖徳学園大学と称する。

第3条 本学は教育学部、外国語学部、看護学部及び国際文化研究科を岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地に置き、経済情報学部及び経済情報研究科を岐阜市中鶉一丁目38番地に置く。

第2章 学部、学科、課程及び修業年限

第4条 本学に教育学部、外国語学部、経済情報学部及び看護学部を置き、各課程及び学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 教育学部学校教育課程は、建学の精神にのっとり、教職に対する強い情熱をもち教師力、人間力を備えた義務教育教員の養成を目指す。
- (2) 外国語学部外国語学科は、建学の精神にのっとり、国際的視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目指す。
- (3) 経済情報学部経済情報学科は、建学の精神にのっとり、社会で役立つ実践的な経済、経営、情報分野の教育を行い、主体性・企画力・コミュニケーション能力等に富んだ有能な人材の育成を目指す。
- (4) 看護学部看護学科は、建学の精神にのっとり、社会の要請に応じて、心の教育を基盤とした、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材を養成することを目指す。

2 本学に大学院国際文化研究科、経済情報研究科を置く。この大学院研究科については別に定める。

第5条 教育学部に次の課程を置く。

学校教育課程

2 外国語学部に次の学科を置く。

外国語学科

3 経済情報学部に次の学科を置く。

経済情報学科

4 看護学部に次の学科を置く。

看護学科

第6条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することができない。

ただし、第31条の規定により入学した学生は、第31条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 入学定員

第7条 本学の学部・学科・課程別入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学科・課程	入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	330名	1320名
外国語学部	外国語学科	150名	600名
経済情報学部	経済情報学科	150名	600名
看護学部	看護学科	80名	320名

第4章 学年、学期及び休業日

第8条 学年は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 開学記念日 5月22日
- (4) 春季休業 3月16日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (6) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 開学記念日が日曜日に当たる場合、その翌日を休業日とする。

3 第1項、第2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教育上の必要により、学長は休業中に実習その他の授業を課すことができる。

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 教育課程及び履修方法

第1節 学部通則

第12条 本学教育学部、外国語学部、経済情報学部及び看護学部の授業科目は、建学の精神に関する科目、教養基礎科目及び専門科目とする。それぞれの授業科目及びその単位数は別表のとおりとする。

第13条 本学各学部の学科又は課程を修了し、卒業するためには、それぞれの学科又は課程の定める履修方法により、教育学部、外国語学部、経済情報学部及び看護学部は128単位以上を修得しなければならない。

2 教育上有益と認められるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した科目及び大学

以外の教育施設等において学修した科目を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学部教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3 学校教育課程保育専修は教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。又、指定保育士養成施設以外で修得した単位は指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

4 第2項、第3項の規定により与えることのできる単位数は、併せて60単位を超えないものとする。

5 本学の授業方法として、面接授業のほか多様なメディアを高度に利用した授業を行う。

6 前項の規定により修得した単位については、60単位を超えない範囲で卒業要件となる単位として認めることができる。

第13条の2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した科目及び大学以外の教育施設等において学修した科目を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、学部教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、編入学、転学及び転籍の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第4項の規定の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第13条の3 学部の学科又は課程で編成する教育課程以外に、特定分野の授業科目を体系的に履修するプログラム（以下「副専攻」という。）を設置し、その学修成果を認定することができる。

2 副専攻については別に定める。

第2節 教育学部

第14条 教育学部学校教育課程における授業科目・単位数及び履修方法は、次のとおりとする。

(1) 国語・社会・数学・理科・音楽・英語専修

① 建学の精神に関する科目は、必修科目4単位を修得しなければならない。

② 教養基礎科目は、必修科目（基礎力の必修科目9単位、言葉とコミュニケーションの必修科目2単位、社会科学の必修科目2単位）と選択科目を併せて合計16単位以上を修得しなければならない。

③ 専門科目は、必修科目69単位、選択科目は21単位以上、計90単位以上を修得しなければならない。

④ 卒業のための選択必修科目は、教養基礎科目並びに専門科目の双方から、18単位以上修得しなければならない。

⑤ 外国人留学生及び帰国生徒については、本条第2号の規定にかかわらず次のとおり合計8単位までを、日本語科目及び日本事情に関する科目で替えることができる。

1 人文科学・社会科学・自然科学は、4単位まで

2 言葉とコミュニケーションは、4単位まで

(2) 体育専修

① 建学の精神に関する科目は、必修科目4単位を修得しなければならない。

② 教養基礎科目は、必修科目（基礎力の必修科目9単位、言葉とコミュニケーションの必修

科目 2 単位、社会科学の必修科目 2 単位) と選択科目を併せて合計16単位以上を修得しなければならない。

- ③ 専門科目は、必修科目76単位、選択科目は14単位以上、計90単位以上を修得しなければならない。
- ④ 卒業のための選択必修科目は、教養基礎科目並びに専門科目の双方から、18単位以上修得しなければならない。
- ⑤ 外国人留学生及び帰国生徒については、本条第 2 号の規定にかかわらず次のとおり合計 8 単位までを、日本語科目及び日本事情に関する科目で替えることができる。
 - 1 人文科学・社会科学・自然科学は、4 単位まで
 - 2 言葉とコミュニケーションは、4 単位まで

(3) 保育専修

- ① 建学の精神に関する科目は、必修科目 4 単位を修得しなければならない。
- ② 教養基礎科目は、必修科目 (基礎力の必修科目 9 単位、言葉とコミュニケーションの必修科目 2 単位、社会科学の必修科目 2 単位) と選択科目を併せて合計16単位以上を修得しなければならない。
- ③ 専門科目は、必修科目74単位、選択科目は16単位以上、計90単位以上を修得しなければならない。
- ④ 卒業のための選択必修科目は、教養基礎科目並びに専門科目の双方から、18単位以上修得しなければならない。
- ⑤ 外国人留学生及び帰国生徒については、本条第 2 号の規定にかかわらず次のとおり合計 8 単位までを、日本語科目及び日本事情に関する科目で替えることができる。
 - 1 人文科学・社会科学・自然科学は、4 単位まで
 - 2 言葉とコミュニケーションは、4 単位まで

(4) 特別支援教育専修

- ① 建学の精神に関する科目は、必修科目 4 単位を修得しなければならない。
- ② 教養基礎科目は、必修科目 (基礎力の必修科目 9 単位、言葉とコミュニケーションの必修科目 2 単位、社会科学の必修科目 2 単位) と選択科目を併せて合計16単位以上を修得しなければならない。
- ③ 専門科目は、必修科目62単位、選択科目は23単位以上、計85単位以上を修得しなければならない。
- ④ 卒業のための選択必修科目は、教養基礎科目並びに専門科目の双方から、23単位以上修得しなければならない。
- ⑤ 外国人留学生及び帰国生徒については、本条第 2 号の規定にかかわらず次のとおり合計 8 単位までを、日本語科目及び日本事情に関する科目で替えることができる。
 - 1 人文科学・社会科学・自然科学は、4 単位まで
 - 2 言葉とコミュニケーションは、4 単位まで

(5) 学校心理専修

- ① 建学の精神に関する科目は、必修科目 4 単位を修得しなければならない。
- ② 教養基礎科目は、必修科目（基礎力の必修科目 9 単位、言葉とコミュニケーションの必修科目 2 単位、社会科学の必修科目 2 単位）と選択科目を併せて合計16単位以上を修得しなければならない。
- ③ 専門科目は、必修科目61単位、選択科目は22単位以上、計83単位以上を修得しなければならない。
- ④ 卒業のための選択必修科目は、教養基礎科目並びに専門科目の双方から、25単位以上修得しなければならない。
- ⑤ 外国人留学生及び帰国生徒については、本条第 1 号の規定にかかわらず次のとおり合計 8 単位までを、日本語科目及び日本事情に関する科目で替えることができる。
 - 1 人文科学・社会科学・自然科学は、4 単位まで
 - 2 言葉とコミュニケーションは、4 単位まで

第 3 節 外国語学部

第15条 外国語学部外国語学科における授業科目・単位数及び履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 建学の精神に関する科目
必修科目 4 単位を修得しなければならない。
- (2) 教養基礎科目
教養基礎科目は、必修科目（基礎力の必修科目 8 単位、言葉とコミュニケーションの必修科目 4 単位）と選択科目を併せて合計18単位以上を修得しなければならない。
- (3) 専門科目
専門科目については、92単位以上を修得しなければならない。
- (4) 卒業のための選択科目として、教養基礎科目並びに専門科目の双方から14単位以上修得しなければならない。
- (5) 外国人留学生及び帰国生徒については、本条第 1 号、第 2 号の規定にかかわらず、次のとおり合計 8 単位までを、日本語科目及び日本事情に関する科目の単位で替えることができる。
 - 1 人文科学・社会科学・自然科学は、4 単位まで
 - 2 言葉とコミュニケーションは、4 単位まで

第 4 節 経済情報学部

第16条 経済情報学部経済情報学科における授業科目・単位数及び履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 建学の精神に関する科目
必修科目 4 単位を修得しなければならない。
- (2) 教養基礎科目
教養基礎科目は、必修科目（基礎力の必修科目 6 単位、言葉とコミュニケーションの必修 4 単位（英語 2 単位と同一語学科目 2 単位））を含んで合計18単位以上を修得しなければならない。
- (3) 専門科目
専門科目については、必修科目20単位、選択必修科目12単位、選択科目74単位以上を履修

することにより、合計106単位以上を修得しなければならない。

- (4) 外国人留学生及び帰国生徒については、本条第2号の規定にかかわらず次のとおり合計10単位までを、日本語科目及び日本事情に関する科目で替えることができる。
 - 1 教養科目は、8単位まで
 - 2 外国語科目は、2単位まで

第5節 看護学部

第17条 看護学部看護学科における授業科目・単位数及び履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 建学の精神に関する科目
必修科目4単位を修得しなければならない。
- (2) 教養基礎科目
教養基礎科目は、必修科目（基礎力の必修科目8単位、言葉とコミュニケーションの必修科目2単位）と選択科目を併せて合計15単位以上を修得しなければならない。
- (3) 専門科目
専門科目については、109単位以上を修得しなければならない。
- (4) 外国人留学生及び帰国生徒については、本条第2号の規定にかかわらず次のとおり合計8単位までを、日本語科目及び日本事情に関する科目で替えることができる。
 - 1 人文科学・社会科学・自然科学は、4単位まで
 - 2 言葉とコミュニケーションは、4単位まで

第6節 授業科目の単位

第18条 授業科目の単位は次の基準による。

- 2 前項の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して次の基準により単位を計算するものとする。
 - (1) 講義については、原則として15時間の授業をもって1単位とする
 - (2) 演習については、原則として30時間の授業をもって1単位とする
 - (3) 実験・実習及び実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とする
 - (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験・実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、第1号から第3号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする
- 3 第2項の規定にかかわらず、学部教授会が教育上特に必要があると認めた場合は、単位の計算方法を変更することができる。

第7節 免許状及び資格

第19条 教育学部、外国語学部、経済情報学部及び看護学部の学生で、教育職員免許状を取得しようとする者は教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位、又資格を得ようとする者は所定の単位を修得しなければならない。その履修方法については別に定める。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状は次のとおりである。
教育学部

学校教育課程

- 幼稚園教諭一種免許状
- 小学校教諭一種免許状
- 中学校教諭一種免許状 「国語」
- 高等学校教諭一種免許状 「国語」
- 中学校教諭一種免許状 「社会」
- 高等学校教諭一種免許状 「地理歴史」
- 高等学校教諭一種免許状 「公民」
- 中学校教諭一種免許状 「数学」
- 高等学校教諭一種免許状 「数学」
- 中学校教諭一種免許状 「理科」
- 高等学校教諭一種免許状 「理科」
- 中学校教諭一種免許状 「音楽」
- 高等学校教諭一種免許状 「音楽」
- 中学校教諭一種免許状 「保健体育」
- 高等学校教諭一種免許状 「保健体育」
- 中学校教諭一種免許状 「英語」
- 高等学校教諭一種免許状 「英語」
- 特別支援学校教諭一種免許状 「知的障害者、肢体不自由者、病弱者」

外国語学部

外国語学科

- 中学校教諭一種免許状 「英語」
- 高等学校教諭一種免許状 「英語」

経済情報学部

経済情報学科

- 高等学校教諭一種免許状 「商業」
- 高等学校教諭一種免許状 「情報」

看護学部

看護学科

- 養護教諭一種免許状

3 本学において取得できる資格は次のとおりである。

- (1) 保育士証
- (2) 司書教諭資格
- (3) 浄土真宗本願寺派教師資格
- (4) 博物館学芸員資格

第20条 各学部の学生は、所属外の学部・学科・課程の授業科目を履修することができる。ただし、教育職員免許状に関する授業科目は、別に定める特別措置を除き履修することができない。

又保育士証を得るための児童福祉法施行規則に定める授業科目は履修できない。

第6章 単位の認定、卒業認定及び学位の授与

第21条 授業科目を履修し、単位修得の認定を受けた者には所定の単位を与える。

- 2 授業科目の単位修得の認定は、試験成績若しくは平常の学習成績、又は両者を総合して担当教員が行う。
- 3 成績評価は、秀（A：100～90点）、優（B：89～80点）、良（C：79～70点）、可（D：69～60点）、不可（F：60点未満）の5段階をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。なお、他大学等で修得した単位を本学で認定した場合は認定（T）とする。
- 4 授業形態、科目の特性などにより、前項の成績評価が困難なものについては、合格（P）、不合格（NP）とする。

第22条 本学に4年以上在学し、第14条、第15条、第16条及び第17条の規定により所定の単位を修得した者は、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の時期は、学年末とする。ただし、前期末までに、前項に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期末とすることができる。

第23条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

教育学部	学校教育課程	学士（教育）
外国語学部	外国語学科	学士（外国語）
経済情報学部	経済情報学科	学士（経済学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

第7章 入学、退学、再入学、休学、復学、編入学、転学、転籍、留学、除籍及び復籍

第24条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校、又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外文教施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第25条 入学を志願し、選考の結果、合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより入学手続をしなければならない。

第26条 退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 退学に関する事項は、別にこれを定める。

第27条 前条により退学した者が、再入学しようとする場合は選考の上許可することができる。

2 第42条に規定する懲戒により退学した者は、再入学試験を受験することができない。

3 納入した検定料は、いかなる事情があっても返還しない。

4 再入学に関する事項は、別にこれを定める。

第28条 病気その他の事由により、引き続き3か月以上修学できない場合は、原則、学期開始前までにその事由を付して願い出て、学長の許可を得て休学することができる。休学期間は1年以内とし、学期末又は学年末までとする。

第29条 休学期間が満了した場合若しくは休学事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第30条 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

2 休学期間は在学年数に算入しない。

3 休学及び復学に関する事項は、別にこれを定める。

第31条 それぞれの学部は、他の大学又は短期大学等からの編入学若しくは転学を希望する者に対しては、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

2 それぞれの学部は、転籍を希望する者に対しては、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に転籍を許可することができる。

3 編入学及び転学において納入した検定料は、いかなる事情があっても返還しない。

4 編入学、転学及び転籍に関する事項は、別にこれを定める。

第32条 他の大学へ転学を希望する者は、事由を付して願い出て、学長の許可を得なければならない。

第32条の2 外国の大学で学修することを希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第6条に定める在学期間を含めることができる。

3 第13条第2項・第3項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

4 外国の大学への留学に関する事項は、別にこれを定める。

第33条 入学・退学・再入学・休学・復学・編入学・転学・転籍・留学・復籍の許可及び除籍は、学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

第34条 次の各号の一に該当する者は、除籍することができる。

(1) 入学時から1か月を経過してもなお許可なく出席しない者

(2) 第6条第2項に規定する在学期間を超えた者

(3) 休学許可者で、休学期間満了時までには復学しない者

(4) 授業料等(授業料、教育充実費、実習費及び教育上必要な費用)の納付を怠り督促を受けてもなお納入しない者

(5) 死亡の届け出があった者

(6) 保証人から行方不明である届出のあった者又は1年以上消息が確認できない者

第34条の2 前条第4号又は第6号の規定により除籍した者が、復籍しようとする場合は、復籍願

に復籍手数料30,000円を添えて願ひ出て、選考の上、学長の許可を得なければならない。

- 2 納入した復籍手数料は、いかなる事情があつても返還しない。
- 3 復籍に関する事項は、別にこれを定める。

第8章 検定料、入学金、授業料等

第35条 入学志願者の検定料は、30,000円とする。ただし、大学入学共通テストによる入学志願者の検定料は、15,000円とする。

第36条 本学の学納金は次のとおりとする。

(1) 入学金	教育学部	300,000円
	外国語学部	300,000円
	経済情報学部	300,000円
	看護学部	300,000円
(2) 授業料	教育学部	700,000円
	外国語学部	700,000円
	経済情報学部	700,000円
	看護学部	900,000円
(3) 教育充実費	教育学部	360,000円
	外国語学部	360,000円
	経済情報学部	360,000円
	看護学部	360,000円
(4) 実習費	看護学部	340,000円

- 2 前項に規定する学納金のほか、教育上必要な費用を別に徴収することがある。
- 3 学期の中途に退学若しくは転学を願ひ出た者又は停学若しくは退学を命ぜられた者は、その期の授業料等（授業料、教育充実費、実習費及び教育上必要な費用）を納入しなければならない。
- 4 休学を許可された者に対しては、授業料等（授業料、教育充実費、実習費及び教育上必要な費用）を徴収しない。ただし、在籍料として1学期につき30,000円を徴収する。
- 5 奨学生その他特別の事由のある者に対しては、前条に規定する検定料及び第1項に規定する学納金を減免することができる。
- 6 本章に規定するほか、学納金等納入に関する事項は、別にこれを定める。

第9章 科目等履修生、外国人正規留学生、研究生及び委託生

第37条 開講科目の履修を希望する者があるときは、学部教授会の議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生として履修を希望する者は、所定の願書に検定料5,000円を添えて願ひ出なければならない。
- 3 科目等履修生の学納金は、次のとおりとする。
 - (1) 履修登録料 10,000円
 - (2) 科目履修料 履修科目1単位につき10,000円

- 4 納入した検定料及び学納金は、いかなる事情があっても返還しない。
- 5 共同授業参加大学の学生が共同授業を履修する場合は、検定料及び学納金は全額免除とする。

第38条 科目等履修生については、学則第10条、第11条、第12条、第18条、第21条を準用する。

- 2 科目等履修生に対して、単位を認定することができる。
- 3 その他科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

第38条の2 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学部教授会の議を経て、学長が外国人正規留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人正規留学生として、入学を許可された者については、検定料、授業料等（授業料、教育充実費及び教育上必要な費用）を減免することができる。
- 3 外国人正規留学生に関する事項は、別にこれを定める。

第39条 本学において、専門事項の研究を希望する者があるときは、本学の教育と研究に支障のない場合に限り、学部教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学を希望する者は、所定の願書に検定料20,000円を添えて願出しなければならない。
- 3 研究生の学納金は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 30,000円
- (2) 授業料 180,000円

4 前項の規定にかかわらず、本学卒業生に対して、検定料及び学納金を減免することができる。

5 納入した検定料及び学納金はいかなる事情があっても返還しない。

第40条 研究生については、学則第10条を準用する。

- 2 研究生に関する事項は、別にこれを定める。

第40条の2 本学において、官公庁、学校その他の公共機関又はそれに準ずる機関から委託があつたときは、本学の教育と研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

- 2 委託生として入学を希望する者は、所定の願書に検定料20,000円を添えて願出なければならない。
- 3 委託生の学納金は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 30,000円
- (2) 授業料 180,000円

4 納入した検定料及び学納金はいかなる事情があっても返還しない。

5 委託生に関する事項は、別にこれを定める。

第10章 賞 罰

第41条 本学学生として表彰に価する行為があつた場合は、学部教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

第42条 本学の規則に違反し、又は学生の本分にもとる行為があつた学生に対しては、学部教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の懲戒は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 品行が不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められた者
- (3) 本学の秩序を乱した者
- (4) 学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する事項は、別にこれを定める。

第11章 教育職員・事務職員組織、執行部会

第43条 本学に学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 本学には、前項のほか、副学長、学部長及びその他必要な職員を置くことができる。

第44条 事務局に羽島事務部・岐阜事務部・宗教部・教務部・学生部・就職部・入学広報部・国際交流部・学生支援センターを置く。

2 前項の各部に部長等を置く。

3 事務局の管理運営に関する事項は、別にこれを定める。

第45条 〈 削 除 〉

第46条 〈 削 除 〉

第47条 本学に執行部会を置く。

2 執行部会は学長を補佐し、本学の重要な事項等に関して、学長の諮問に応ずる。

3 執行部会の運営に関する事項は、別にこれを定める。

第48条 〈 削 除 〉

第12章 教授会及び評議会

第49条 本学に学部教授会を置く。

2 教授会は、教授をもって構成する。なお、准教授その他の職員を加えることができる。

第50条 学部長は学部教授会を招集し、その議長となる。

第51条 学部教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関する事
- (2) 学位の授与に関する事

2 前項に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 学部長候補者の選考に関する事
- (2) 教育職員の人事の選考に関する事
- (3) 研究及び教授に関する事
- (4) 教育課程の編成、履修の方法及び試験に関する事
- (5) 学業評価に関する事
- (6) 学生の退学、再入学、休学、復学、編入学、転学、転籍、留学及び除籍に関する事
- (7) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事

(8) 自己点検・評価に関すること

(9) 学部内の諸規程の制定・改廃に関すること

3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

第52条 学部教授会の運営に関する事項は、別にこれを定める。

第53条 本学に全学的重要事項を審議するために、評議会を置く。

第54条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

第55条 評議会は、次の掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学長候補者の選考に関すること

(2) 学部・学科等の設置及び廃止に関すること

(3) 教育職員人事の基準に関すること

(4) 本学の予算の方針に関すること

(5) 本学の組織及び運営に関すること

(6) 学則その他重要規程の制定・改廃に関すること

(7) 学部その他の機関の連絡調整に関すること

2 評議会は前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

第56条 評議会の運営に関する事項は、別にこれを定める。

第13章 図書館

第57条 本学に附属施設として図書館を置く。

2 図書館の管理運営に関する事項は、別にこれを定める。

第14章 教育・研究施設

第58条 本学に教育・研究施設を置くことができる。

2 教育・研究施設の運営管理に関する事項は、別にこれを定める。

3 教育・研究施設については、教授会に代わるものとして教育・研究施設の人事等に関する委員会を置く。

4 教育・研究施設の人事等に関する委員会の運営については、別にこれを定める。

第15章 公開講座

第59条 本学は、地域社会の教育文化への貢献を目的とし、公開講座を設けることができる。

第16章 自己点検・評価

第60条 本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するために、教育研究

活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する事項は、別にこれを定める。

第17章 附属学校

第61条 本学に次の附属学校を置く。

幼稚園、小学校、中学校

2 附属学校の校（園）長は、本学専任教授をもって充てる。

3 特に必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、本学専任教授以外の者を附属学校の校（園）長に選任することができる。

4 附属学校の校（園）長は、学長の監督の下に、校務をつかさどる。

5 附属学校との連絡協議に関する事項は、別にこれを定める。

第18章 厚生施設

第62条 本学に学生会館等の厚生施設を置く。

2 厚生施設等の運営管理に関する事項は、別にこれを定める。

附 則

この学則は昭和47年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和50年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和50年4月1日入学の学生に適用する。

附 則

1 この学則は昭和51年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和51年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和52年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和52年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和53年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和53年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和54年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和54年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和55年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和55年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和56年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和56年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和57年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和57年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和58年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和58年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

この学則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和61年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和61年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和63年4月1日から施行する。

2 新学納金は昭和63年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

この学則は平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度より4年度までの総定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成2年度

教育学部 1040名

外国語学部 200名

平成3年度

教育学部 960名

外国語学部 400名

平成4年度

教育学部 880名

外国語学部 600名

2 学納金のうち入学金については、平成2年度入学の学生から適用する。

附 則

この学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成4年度から平成11年度までの外国語学部入学定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

英米語学科 140名

中国語学科 70名

日本語学科 60名

2 第21条学士の学位については、平成3年9月1日から適用する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成6年4月1日から施行する。
- 2 ただし、平成5年度以前に入学の学生は、旧学則の第13条、第14条、第15条の規定にかかわらず、別に定める経過措置を適用する。
- 3 第34条については、平成6年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

この学則は平成6年10月1日から施行する。

この学則は平成7年4月1日から施行する。

この学則は平成8年4月1日から施行する。

- 2 第34条については、平成8年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 第35条については、平成11年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 2 ただし、平成12年度から平成16年度までの外国語学部の入学定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
英米語学科	140名	140名	140名	140名	140名
中国語学科	66名	62名	58名	54名	50名
日本語学科	60名	60名	60名	60名	60名

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度から平成16年度までの収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部						
初等教育課程	100	400	100	400	100	400
中等教育課程						
国語専攻	20	80	20	80	20	80
社会専攻	30	120	30	120	30	120
数学専攻	30	120	30	120	30	120
音楽専攻	20	80	20	80	20	80
学校心理学科	50	50	50	100	50	150
外国語学部						
英米語学科	0	420	0	280	0	140
中国語学科	0	198	0	128	0	62
日本語学科	0	180	0	120	0	60
外国語学科	150	150	150	300	150	450
経済情報学部						
経済情報学科						
昼間主コース	200	890	200	860	200	830
(編入学定員)	10	20	10	20	10	20
員)	0	150	0	100	0	50

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度から平成16年度までの収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部				
初等教育課程	100	400	100	400
中等教育課程				
国語専攻	20	80	20	80
社会専攻	30	120	30	120
数学専攻	30	120	30	120
音楽専攻	20	80	20	80
学校心理学科	50	100	50	150
外国語学部				
英米語学科	0	280	0	140
中国語学科	0	128	0	62
日本語学科	0	120	0	60
外国語学科	150	300	150	450
経済情報学部				
経済情報学科				
昼間主コース	200	860	200	830
(編入学定員)	0	10	0	0
(員)	0	100	0	50

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成16年度	
	入学定員	収容定員
教育学部		
初等教育課程	100	400
中等教育課程		
国語専攻	20	80
社会専攻	30	120
数学専攻	30	120
音楽専攻	20	80
学校心理学科	50	150
外国語学部		
英米語学科	0	140
中国語学科	0	62
日本語学科	0	60

外国語学科	150	450
経済情報学部		
経済情報学科	200	880
昼間主コース	200	830
夜間主コース	0	50

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

	平成17年度	
	入学定員	収容定員
教育学部		
初等教育課程	100	400
中等教育課程		
国語専攻	20	80
社会専攻	30	120
数学専攻	30	120
音楽専攻	20	80
学校心理学科	50	200
外国語学部		
英米語学科	0	0
中国語学科	0	0
日本語学科	0	0
外国語学科	150	600
経済情報学部		
経済情報学科	200	800
昼間主コース	200	800
夜間主コース	0	0

附 則

この学則は、平成17年4月20日から施行する。

	平成17年度	
	入学定員	収容定員
教育学部		
初等教育課程	100	400
中等教育課程		
国語専攻	20	80
社会専攻	30	120
数学専攻	30	120
音楽専攻	20	80

学校心理学科	50	200
外国語学部		
英米語学科	0	0
日本語学科	0	0
外国語学科	150	600
経済情報学部		
経済情報学科	200	800
昼間主コース	200	800
夜間主コース	0	0

附 則

この学則は、平成17年10月25日から施行する。

	平成17年度	
	入学定員	収容定員
教育学部		
初等教育課程	100	400
中等教育課程		
国語専攻	20	80
社会専攻	30	120
数学専攻	30	120
音楽専攻	20	80
学校心理学科	50	200
外国語学部		
英米語学科	0	0
日本語学科	0	0
外国語学科	150	600
経済情報学部		
経済情報学科	200	800

附 則

この学則は平成18年1月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度から平成22年度までの収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部								
初等教育課程	150	450	150	500	150	550	150	600
中等教育課程								
国語専攻	20	80	20	80	20	80	20	80
社会専攻	30	120	30	120	30	120	30	120
数学専攻	30	120	30	120	30	120	30	120
音楽専攻	20	80	20	80	20	80	20	80
学校心理学科	0	150	0	100	0	50	0	0
学校心理課程	50	50	50	100	50	150	50	200
外国語学部								
英米語学科	0	0	0	0	0	0	0	0
日本語学科	0	0	0	0	0	0	0	0
外国語学科	150	600	150	600	150	600	150	600
経済情報学部								
経済情報学科	200	800	200	800	200	800	200	800

附 則

この学則は平成1

9年12月12日から施行する。

ただし、平成19年度から平成22年度までの収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部								
初等教育課程	150	450	150	500	150	550	150	600
中等教育課程								
国語専攻	20	80	20	80	20	80	20	80
社会専攻	30	120	30	120	30	120	30	120
数学専攻	30	120	30	120	30	120	30	120
音楽専攻	20	80	20	80	20	80	20	80
学校心理学科	0	150	0	100	0	50	0	0
学校心理課程	50	50	50	100	50	150	50	200
外国語学部								
外国語学科	150	600	150	600	150	600	150	600
経済情報学部								
経済情報学科	200	800	200	800	200	800	200	800

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度から平成24年度までの収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部								
学校教育課程	250	250	250	500	250	750	250	1,000
初等教育課程	0	400	0	300	0	150	0	0
中等教育課程								
国語専攻	0	60	0	40	0	20	0	0
社会専攻	0	90	0	60	0	30	0	0
数学専攻	0	90	0	60	0	30	0	0
音楽専攻	0	60	0	40	0	20	0	0
学校心理学科	0	50	0	0	0	0	0	0
学校心理課程	50	150	50	200	50	200	50	200
外国語学部								
外国語学科	150	600	150	600	150	600	150	600
経済情報学部								
経済情報学科	200	800	200	800	200	800	200	800

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

(・教育学部、外国語学部、経済情報学部 教養基礎科目の科目名称の変更(授業科目:スポーツ))

- ・教育学部学校教育課程 保育専修教科科目、専修共通教職科目、学校心理課程教職科目「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正に伴う変更
- ・教育学部専門科目学校心理課程教科科目 科目内容の見直しのための変更
- ・外国語学部専門科目 社会的及び職業的自立を図るための教育課程実施に伴う改正)

(施行期日) 第1条 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置) 第2条 平成22年度以前の入学生は、改正後の学則第12条(別表)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(・事務組織変更のための改正)

- ・教育学部学校心理学科の廃止に係る変更)

この学則は平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

教育学部				
学校教育課程	250	750	250	1,000
初等教育課程	0	150	0	0
中等教育課程				
国語専攻	0	20	0	0
社会専攻	0	30	0	0
数学専攻	0	30	0	0
音楽専攻	0	20	0	0
学校心理課程	50	200	50	200
外国語学部				
外国語学科	150	600	150	600
経済情報学部				
経済情報学科	200	800	200	800

附 則

(・附属高等学校廃止に係る変更

- ・教育学部 教養基礎科目 博物館学芸員資格科目 博物館法施行規則の改正に伴う変更
- ・外国語学部 専門科目 カリキュラム見直しに伴う変更
- ・経済情報学部 専門科目の充実のための変更
- ・教育学部中等教育課程国語専攻の廃止に係る変更)

この学則は平成24年4月1日から施行する。

	平成24年度	
	入学定員	収容定員
教育学部		
学校教育課程	250	1,000
初等教育課程	0	0
中等教育課程		
社会専攻	0	0
数学専攻	0	0
音楽専攻	0	0
学校心理課程	50	200
外国語学部		
外国語学科	150	600
経済情報学部		
経済情報学科	200	800

附 則

(・教育学部 別表 2. 専門科目 教育課程見直しのための変更

- ・外国語学部 別表 1. 教養基礎科目 基礎ゼミ I・II新設のための変更
- ・経済情報学部 別表 1. 基礎教養科目 基礎演習 I・II新設のための変更、4. 専門科目

教育課程見直しのための変更

- ・教育学部中等教育課程音楽専攻の廃止に係る変更)

この学則は平成25年4月1日から施行する。

	平成25年度	
	入学定員	収容定員
教育学部		
学校教育課程	250	1,000
初等教育課程	0	0
中等教育課程		
社会専攻	0	0
数学専攻	0	0
学校心理課程	50	200
外国語学部		
外国語学科	150	600
経済情報学部		
経済情報学科	200	800

附 則

- (・外国語学部 別表 2. 専門科目 キャリアデザインⅠ・Ⅱ新設のための変更

- ・教育学部中等教育課程数学専攻の廃止に係る変更)

この学則は平成26年4月1日から施行する。

	平成26年度	
	入学定員	収容定員
教育学部		
学校教育課程	250	1,000
初等教育課程	0	0
中等教育課程		
社会専攻	0	0
学校心理課程	50	200
外国語学部		
外国語学科	150	600
経済情報学部		
経済情報学科	200	800

附 則

- (・教育学部定員増、経済情報学部定員減、看護学部新設に係る変更

- ・教育学部、外国語学部、経済情報学部 別表 1. 建学の精神に関する科目 区分見直しのための変更

- ・教育学部、外国語学部 別表 2. 教養基礎科目 共通化のための変更

- ・教育学部 別表 3. 専門科目 体育専修、特別支援教育専修及び学校心理専修教科科目の変更

- ・教育学部、外国語学部、経済情報学部 教職科目の変更
- ・経済情報学部 別表 4. 専門科目 科目名称の変更
- ・学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更
- ・事務組織の変更・学納金見直しによる変更)

この学則は平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度から平成30年度までの収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部								
学校教育課程	330	1,080	330	1,160	330	1,240	330	1,320
初等教育課程	0	0	0	0	0	0	0	0
中等教育課程								
社会専攻	0	0	0	0	0	0	0	0
学校心理課程	0	150	0	100	0	50	0	0
外国語学部								
外国語学科	150	600	150	600	150	600	150	600
経済情報学部								
経済情報学科	150	750	150	700	150	650	150	600
看護学部								
看護学科	80	80	80	160	80	240	80	320

附 則

(・教育学部初等教育課程廃止に係る変更)

この学則は平成27年9月8日から施行する。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部								
学校教育課程	330	1,080	330	1,160	330	1,240	330	1,320
中等教育課程								
社会専攻	0	0	0	0	0	0	0	0
学校心理課程	0	150	0	100	0	50	0	0
外国語学部								
外国語学科	150	600	150	600	150	600	150	600
経済情報学部								
経済情報学科	150	750	150	700	150	650	150	600
看護学部								
看護学科	80	80	80	160	80	240	80	320

附 則

- (・副学長職設置に係る学則の見直しのための変更
- ・実習支援センター設置に係る学則の見直しのための変更
- ・教育学部の新設科目追加のための変更
- ・外国語学部のカリキュラム見直しのための変更
- ・経済情報学部のカリキュラム見直しのための変更
- ・教育学部中等教育課程社会専攻廃止に係る変更)

この学則は平成28年4月1日から施行する。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部								
学校教育課程	330	1,080	330	1,160	330	1,240	330	1,320
学校心理課程	0	150	0	100	0	50	0	0
外国語学部								
外国語学科	150	600	150	600	150	600	150	600
経済情報学部								
経済情報学科	150	750	150	700	150	650	150	600
看護学部								
看護学科	80	80	80	160	80	240	80	320

附 則

- (・教育学部 別表 3. 専門科目 (4) 博物館学芸員資格科目 任意設定科目見直しのための変更)

この学則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

- (・教育課程変更に伴う履修方法の変更
- ・単位認定の一部追加に伴う変更
- ・懲戒による退学者の再入学に関する事項の追加に伴う変更
- ・休学手続き等の明確化に伴う変更
- ・除籍対象の見直しに伴う変更
- ・外国人留学生受入に関する事項の追加に伴う変更
- ・事務組織の追加と並び替えに伴う変更
- ・教授会及び評議会における審議事項の見直しに伴う変更
- ・短期大学部学則との表記内容調整に伴う変更
- ・教育学部 別表 3. 専門科目 (1) 教育学部共通科目 (2) 学校教育課程教科科目 (3) 学校教育課程教職科目の変更
- ・外国語学部 別表 3. 専門科目、4. 教職科目の変更
- ・経済情報学部、看護学部 別表 4. 教職科目の変更)

この学則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(・教育課程変更に伴う履修方法の変更

- ・教育学部 別表 3. 専門科目 (1) 教育学部共通科目 (2) 学校教育課程教科及び指導法に関する科目 (3) 学校教育課程教育の基礎的理解科目等の変更
- ・外国語学部 別表 3. 専門科目 4. 教職課程科目の変更
- ・経済情報学部、看護学部 別表 4. 教職課程科目の変更
- ・「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」の一部改正に伴う変更
- ・教育学部、外国語学部、看護学部 別表 2. 教養基礎科目の変更
- ・教育学部における公認心理師資格取得に伴う教育課程の変更)

この学則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(・復籍、在籍料等の追加に係る変更

- ・事務組織変更のため
- ・外国語学部 別表 3. 専門科目の変更
- ・経済情報学部 別表 2. 教養基礎科目、3. 専門科目の変更)

この学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

(・高等教育の教育内容に即した見直しに伴う変更

- ・副専攻導入に係る変更
- ・復籍手数料徴収に伴う変更
- ・教育学部、外国語学部、経済情報学部、看護学部 別表 2. 教養基礎科目 外国人正規留学生・帰国子女適用科目の変更
- ・外国語学部 別表 3. 専門科目 日本語教員養成プログラム開設に伴う変更
- ・3学部共通 別表 (1) 学校図書館司書教諭資格科目の変更
- ・4学部共通 別表 (1) 浄土真宗本願寺派教師資格科目 浄土真宗本願寺派教師資格取得のためのカリキュラム変更に伴う変更
- ・事務組織変更に伴う変更
- ・教育学部別表 3. 専門科目 科目名称及び単位数の変更
- ・経済情報学部別表 2. 教養基礎科目 科目区分の変更
- ・教育学部学校心理課程廃止に係る変更)

1 この学則は令和3年4月1日から施行する。

2 第13条の3については、令和3年4月1日入学の学生から適用する。

3 第36条については、令和3年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

(・教育学部学校心理課程廃止に係る変更)

この学則は令和3年4月13日から施行する。

	令和3年度	
	入学定員	収容定員

教育学部		
学校教育課程	330	1,320
外国語学部		
外国語学科	150	600
経済情報学部		
経済情報学科	150	600
看護学部		
看護学科	80	320

附 則

(・入学志願者の検定料の追加に伴う変更

- ・教育・研究施設における教授会に代わる人事等を担う委員会を設置するための変更
- ・教育学部、外国語学部、経済情報学部、看護学部 2. 教養基礎科目の変更
- ・教育学部 別表 3. 専門科目 (1) 教育学部共通科目 (2) 学校教育課程教科及び指導法に関する科目 (3) 学校教育課程教育の基礎的理解科目等の変更
- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布に伴う変更)

この学則は令和4年4月1日から施行する。

附 則

(・文部科学省との表記内容調整に伴う変更

- ・教育学部、外国語学部、経済情報学部、看護学部 別表 2. 教養基礎科目 外国人正規留学生・帰国子女に適用の名称変更
- ・教育学部 別表 3. 専門科目 (2) 学校教育課程教科及び指導法に関する科目 (3) 学校教育課程教育の基礎的理解科目等の変更
- ・外国語学部 別表 3. 専門科目 4. 教職課程科目の変更
- ・経済情報学部、看護学部 別表 4. 教職課程科目の変更
- ・学部長会及び部長会廃止に伴う変更
- ・教授会構成員見直しに伴う変更)

この学則は令和5年4月1日から施行する。

附 則

(・検定料及び手数料返金の明確化に伴う変更

- ・懲戒の種類見直しに伴う変更
- ・教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う変更
- ・教育学部 別表 3. 専門科目 (2) 学校教育課程教科及び指導法に関する科目の変更
- ・経済情報学部 別表 3. 専門科目の変更)

この学則は令和6年4月1日から施行する。

別 表

教育学部

1. 建学の精神に関する科目

区分	科 目 名	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由 選択	
建 学 の 精 神	宗教学Ⅰ	2			
	宗教学Ⅱ	2			

2. 教養基礎科目

区分	科 目 名	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由 選択	
基 礎 力	基礎セミナーⅠ	1			
	基礎セミナーⅡ	1			
	基礎セミナーⅢ	1			
	ICT基礎	2			
	スポーツⅠ	1			
	スポーツⅡ	1			
	データサイエンス入門	2			
	データサイエンス基礎		1		

言葉とコミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	1			
	英語コミュニケーションⅡ	1			
	英語コミュニケーションⅢ		1		
	英語コミュニケーションⅣ		1		
	ドイツ語コミュニケーションⅠ		1		
	ドイツ語コミュニケーションⅡ		1		
	ドイツ語Ⅰ		1		
	ドイツ語Ⅱ		1		
	フランス語コミュニケーションⅠ		1		
	フランス語コミュニケーションⅡ		1		
	フランス語Ⅰ		1		
	フランス語Ⅱ		1		
	中国語コミュニケーションⅠ		1		
	中国語コミュニケーションⅡ		1		
	中国語Ⅰ		1		
	中国語Ⅱ		1		
	ポルトガル語コミュニケーションⅠ		1		
	ポルトガル語コミュニケーションⅡ		1		
韓国語コミュニケーションⅠ		1			
韓国語コミュニケーションⅡ		1			
人文科学	ジェンダー論		2		
	映画学		2		
	心理学概論		2		
	哲学		2		
	日本文化論		2		
	歴史学		2		
社会科学	日本国憲法	2			
	家族と社会保障		2		
	災害と危機管理		2		
	キャリアプラン		2		
	異文化論		2		
	経済学		2		
自然科学	現代環境科学		2		
	天文学		2		
	数学		2		

複合領域	レクリエーション		2		
	食生活論		1		
	岐阜学		2		
	芸術論		1		
	健康科学		2		
	健康科学概論		2		

教養科目の代替科目（外国人正規留学生・帰国生徒に適用）

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
教養科目の代替科目	日本文化事情Ⅰ		2		合計4単位まで、教養科目に含めることが出来る
	日本文化事情Ⅱ		2		
	日本社会事情Ⅰ		2		
	日本社会事情Ⅱ		2		

言葉とコミュニケーションの代替科目（外国人正規留学生・帰国生徒に適用）

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
言葉とコミュニケーションの代替科目	日本語コミュニケーションⅠ		1		言葉とコミュニケーションの代わりに履修することが出来る
	日本語コミュニケーションⅡ		1		
	日本語Ⅰ		1		
	日本語Ⅱ		1		

3. 専門科目

(1) 教育学部共通科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
共通科目	学校ふれあい体験	1			
	教育実践観察		1		
	子ども理解活動Ⅰ		1		
	子ども理解活動Ⅱ		1		
	介護等の体験（含事前事後指導）		2		
	人権教育		2		
	外国人日本語教育と国際理解		2		
	教師コミュニケーション力演習		1		
	学習環境構成と学習指導改革		2		
	授業力アップと研究・研修力		2		
	教師力総合演習		1		
データサイエンス		1			

(2) 学校教育課程教科及び指導法に関する科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
国語専修教科及び指導法	(国語専修)				<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>必修を除く 2 単位を選択必修</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>必修を除く 6 単位を選択必修</p> </div> </div>
	初等国語 (含書写)	2			
	初等社会		2		
	初等算数		2		
	初等理科 I		1		
	初等理科 II		1		
	初等生活 I		2		
	初等生活 II		1		
	初等家庭 I		1		
	初等家庭 II		1		
	初等音楽 I	1			
	初等音楽 II	1			
	初等図画工作 I	1			
	初等図画工作 II	1			
	初等体育 I	1			
	初等体育 II	1			
	初等英語		2		
	初等教科教育法 (国語)		2		
	初等教科教育法 (社会)		2		
	初等教科教育法 (算数)		2		
	初等教科教育法 (理科)		2		
	初等教科教育法 (生活)		2		
	初等教科教育法 (音楽)	2			
	初等教科教育法 (図画工作)	2			
	初等教科教育法 (家庭)		2		
	初等教科教育法 (体育)	2			
	初等教科教育法 (英語)		2		
保育内容総論		1			
保育内容演習 (健康 I)		1			
保育内容演習 (健康 II)		1			
保育内容演習 (人間関係 I)		1			
保育内容演習 (人間関係 II)		1			
保育内容演習 (環境 I)		1			
保育内容演習 (環境 II)		1			
保育内容演習 (言葉 I)		1			

に 関 す る 科 目	保育内容演習（言葉Ⅱ）		1		
	保育内容演習（表現Ⅰ）		1		
	保育内容演習（表現Ⅱ）		1		
	保育内容演習（表現Ⅲ）		1		
	幼児と健康		1		
	幼児と人間関係		1		
	幼児と環境		1		
	幼児と言葉		1		
	幼児と表現		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	国語学Ⅰ（音声言語を含む。）	2			
	国語学Ⅱ（文章表現を含む。）	2			
	国語文法論		2		
	言語文化論		2		
	国文学概論Ⅰ	2			
	国文学概論Ⅱ	2			
	国文学史Ⅰ	2			
	国文学史Ⅱ		2		
	国文学講読Ⅰ		2		
	児童文学		2		
	国文学講読Ⅱ		2		
	国文学講読Ⅲ		2		
	国文学各論Ⅰ		2		
	国文学各論Ⅱ		2		
	国文学各論Ⅲ		2		
	漢文学Ⅰ	2			
	漢文学Ⅱ		2		
	漢文学Ⅲ		2		
	漢文学Ⅳ		2		
書道Ⅰ（書写を中心とする。）	1				
書道Ⅱ	1				
書道Ⅲ		1			
中等教科教育法Ⅰ（国語）	2				
中等教科教育法Ⅱ（国語）	2				
中等教科教育法Ⅲ（国語）		2			
中等教科教育法Ⅳ（国語）		2			
国語教育学		2			
国語教育史		2			

	卒業研究	4			
	専門演習Ⅰ	1			
	専門演習Ⅱ	1			
	専門演習Ⅲ		1		
	専門演習Ⅳ		1		

社 会 専 修 教 科 及 び 指 導 法 に 関	(社会専修)				
	初等国語 (含書写)	2			}
	初等社会		2		
	初等算数		2		
	初等理科 I		1		
	初等理科 II		1		
	初等生活 I		2		
	初等生活 II		1		
	初等家庭 I		1		
	初等家庭 II		1		
	初等音楽 I	1			
	初等音楽 II	1			
	初等図画工作 I	1			
	初等図画工作 II	1			
	初等体育 I	1			
	初等体育 II	1			
	初等英語		2		}
	初等教科教育法 (国語)		2		
	初等教科教育法 (社会)		2		
	初等教科教育法 (算数)		2		
	初等教科教育法 (理科)		2		
	初等教科教育法 (生活)		2		
	初等教科教育法 (音楽)	2			
	初等教科教育法 (図画工作)	2			
	初等教科教育法 (家庭)		2		
	初等教科教育法 (体育)	2			
	初等教科教育法 (英語)		2		
	保育内容総論		1		
	保育内容演習 (健康 I)		1		
	保育内容演習 (健康 II)		1		
	保育内容演習 (人間関係 I)		1		
	保育内容演習 (人間関係 II)		1		
	保育内容演習 (環境 I)		1		
保育内容演習 (環境 II)		1			
保育内容演習 (言葉 I)		1			
保育内容演習 (言葉 II)		1			
保育内容演習 (表現 I)		1			
保育内容演習 (表現 II)		1			
保育内容演習 (表現 III)		1			
幼児と健康		1			
幼児と人間関係		1			

必修を除く 2 単位を選択必修

必修を除く 6 単位を選択必修

す る 科 目	幼児と環境		1		
	幼児と言葉		1		
	幼児と表現		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	日本史概論Ⅰ	2			
	日本史概論Ⅱ		2		
	日本史特講Ⅰ		2		
	日本史特講Ⅱ		2		
	外国史概論Ⅰ	2			
	外国史概論Ⅱ		2		
	外国史特講Ⅰ		2		
	外国史特講Ⅱ		2		
	地理学概論	2			
	人文地理学		2		
	自然地理学		2		
	地理学特講		2		
	地誌学Ⅰ	2			
	地誌学Ⅱ		2		
	地誌学特講		2		
	法律学概論Ⅰ（国際法を含む。）		2		} 法律学概論Ⅰ（国際法を含む。）又は、 政治学概論Ⅰ（国際政治を含む。）の いずれかを選択必修とする。
	法律学概論Ⅱ		2		
	法律学特講		2		
	政治学概論Ⅰ（国際政治を含む。）		2		
	政治学概論Ⅱ		2		
	政治学特講		2		
	社会学概論Ⅰ		2		} 社会学概論Ⅰ又は、経済学概論Ⅰ（国 際経済を含む。）のいずれかを選択必 修とする。
	社会学概論Ⅱ		2		
	社会学特講		2		
	経済学概論Ⅰ（国際経済を含む。）		2		
	経済学概論Ⅱ		2		
経済学特講		2	} 哲学概論Ⅰ又は、倫理学概論Ⅰのい ずれかを選択必修とする。		
哲学概論Ⅰ		2			
哲学概論Ⅱ		2			
哲学特講		2			
倫理学概論Ⅰ		2			
倫理学概論Ⅱ		2			
倫理学特講		2			
中等教科教育法Ⅰ（社会・地理歴史）	2				
中等教科教育法Ⅱ（社会・地理歴史）	2				
中等教科教育法Ⅲ（社会・公民）		2			

中等教科教育法Ⅳ（社会・公民）		2	
卒業研究	4		
専門演習Ⅰ	1		
専門演習Ⅱ	1		
専門演習Ⅲ		1	
専門演習Ⅳ		1	

	(数学専修)				
数	初等国語 (含書写)	2			}
	初等社会		2		
	初等算数		2		
学	初等理科 I		1		
	初等理科 II		1		
	初等生活 I		2		
専	初等生活 II		1		
	初等家庭 I		1		
	初等家庭 II		1		
修	初等音楽 I	1			
	初等音楽 II	1			
	初等図画工作 I	1			
教	初等図画工作 II	1			
	初等体育 I	1			
	初等体育 II	1			
科	初等英語		2		
	初等教科教育法 (国語)		2		
	初等教科教育法 (社会)		2		
及	初等教科教育法 (算数)		2		
	初等教科教育法 (理科)		2		
	初等教科教育法 (生活)		2		
び	初等教科教育法 (音楽)	2			
	初等教科教育法 (図画工作)	2			
	初等教科教育法 (家庭)		2		
指	初等教科教育法 (体育)	2			
	初等教科教育法 (英語)		2		
	保育内容総論		1		
導	保育内容演習 (健康 I)		1		
	保育内容演習 (健康 II)		1		
	保育内容演習 (人間関係 I)		1		
法	保育内容演習 (人間関係 II)		1		
	保育内容演習 (環境 I)		1		
	保育内容演習 (環境 II)		1		
に	保育内容演習 (言葉 I)		1		
	保育内容演習 (言葉 II)		1		
	保育内容演習 (表現 I)		1		
関	保育内容演習 (表現 II)		1		
	保育内容演習 (表現 III)		1		
					} 必修を除く 6 単位を選択必修

す る 科 目	幼児と健康		1		
	幼児と人間関係		1		
	幼児と環境		1		
	幼児と言葉		1		
	幼児と表現		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	代数学序論Ⅰ		2		
	代数学序論Ⅱ		2		
	代数学Ⅰ	2			
	代数学Ⅱ		2		
	代数学Ⅲ		2		
	代数学特論		2		
	幾何学序論Ⅰ		2		
	幾何学序論Ⅱ		2		
	幾何学Ⅰ	2			
	幾何学Ⅱ		2		
	幾何学Ⅲ		2		
	幾何学特論		2		
	位相数学序論	2			
	解析学序論Ⅰ		2		
	解析学序論Ⅱ		2		
	解析学Ⅰ	2			
	解析学Ⅱ		2		
	解析学Ⅲ		2		
	位相数学Ⅰ	2			
	位相数学Ⅱ		2		
	解析学特論		2		
	確率・統計学Ⅰ	2			
	確率・統計学Ⅱ		2		
	コンピュータ序論		2		
	コンピュータ概論	2			
	コンピュータ特論		2		
	中等教科教育法Ⅰ (数学)	2			
中等教科教育法Ⅱ (数学)	2				
中等教科教育法Ⅲ (数学)		2			
中等教科教育法Ⅳ (数学)		2			
卒業研究	4				
専門演習Ⅰ	1				

	專門演習Ⅱ	1			
	專門演習Ⅲ		1		
	專門演習Ⅳ		1		

	(理科専修)				
理 科 専 修 教 科 及 び 指 導 法 に 関	初等国語 (含書写)	2		}	必修を除く 2 単位を選択必修
	初等社会		2		
	初等算数		2		
	初等理科 I		1		
	初等理科 II		1		
	初等生活 I		2		
	初等生活 II		1		
	初等家庭 I		1		
	初等家庭 II		1		
	初等音楽 I	1			
	初等音楽 II	1			
	初等図画工作 I	1			
	初等図画工作 II	1			
	初等体育 I	1			
	初等体育 II	1			
	初等英語		2		
	初等教科教育法 (国語)		2		
	初等教科教育法 (社会)		2		
	初等教科教育法 (算数)		2		
	初等教科教育法 (理科)		2		
初等教科教育法 (生活)		2			
初等教科教育法 (音楽)	2				
初等教科教育法 (図画工作)	2				
初等教科教育法 (家庭)		2			
初等教科教育法 (体育)	2				
初等教科教育法 (英語)		2			
保育内容総論		1			
保育内容演習 (健康 I)		1			
保育内容演習 (健康 II)		1			
保育内容演習 (人間関係 I)		1			
保育内容演習 (人間関係 II)		1			
保育内容演習 (環境 I)		1			
保育内容演習 (環境 II)		1			
保育内容演習 (言葉 I)		1			
保育内容演習 (言葉 II)		1			
保育内容演習 (表現 I)		1			
保育内容演習 (表現 II)		1			
保育内容演習 (表現 III)		1			
				}	必修を除く 6 単位を選択必修

す る 科 目	幼児と健康		1		
	幼児と人間関係		1		
	幼児と環境		1		
	幼児と言葉		1		
	幼児と表現		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	物理学Ⅰ	2			
	物理学Ⅱ		2		
	物理学Ⅲ		2		
	物理学実験Ⅰ	1			
	物理学実験Ⅱ	1			
	物理学実験Ⅲ		1		
	化学Ⅰ	2			
	化学Ⅱ		2		
	化学Ⅲ		2		
	化学実験Ⅰ	1			
	化学実験Ⅱ		1		
	化学実験Ⅲ		1		
	生物学Ⅰ	2			
	生物学Ⅱ		2		
	生物学Ⅲ		2		
	生物学実験Ⅰ	1			
	生物学実験Ⅱ		1		
	生物学実験Ⅲ		1		
	地学Ⅰ	2			
	地学Ⅱ		2		
	地学Ⅲ		2		
	地学実験Ⅰ	1			
	地学実験Ⅱ	1			
	地学実験Ⅲ		1		
	中等教科教育法Ⅰ（理科）	2			
	中等教科教育法Ⅱ（理科）	2			
中等教科教育法Ⅲ（理科）		2			
中等教科教育法Ⅳ（理科）		2			
卒業研究	4				
専門演習Ⅰ	1				
専門演習Ⅱ	1				
専門演習Ⅲ		1			

	專門演習Ⅳ		1		
--	-------	--	---	--	--

音	(音楽専修)				
	初等国語 (含書写)	2			
楽	初等社会		2		} 必修を除く 2 単位を選択必修
	初等算数		2		
専	初等理科 I		1		
	初等理科 II		1		
修	初等生活 I		2		
	初等生活 II		1		
教	初等家庭 I		1		
	初等家庭 II		1		
科	初等音楽 I	1			
	初等音楽 II	1			
及	初等図画工作 I	1			
	初等図画工作 II	1			
指	初等体育 I	1			
	初等体育 II	1			
導	初等英語		2		} 必修を除く 6 単位を選択必修
	初等教科教育法 (国語)		2		
法	初等教科教育法 (社会)		2		
	初等教科教育法 (算数)		2		
に	初等教科教育法 (理科)		2		
	初等教科教育法 (生活)		2		
関	初等教科教育法 (音楽)	2			
	初等教科教育法 (図画工作)	2			
法	初等教科教育法 (家庭)		2		
	初等教科教育法 (体育)	2			
に	初等教科教育法 (英語)		2		
	保育内容総論		1		
関	保育内容演習 (健康 I)		1		
	保育内容演習 (健康 II)		1		
法	保育内容演習 (人間関係 I)		1		
	保育内容演習 (人間関係 II)		1		
に	保育内容演習 (環境 I)		1		
	保育内容演習 (環境 II)		1		
関	保育内容演習 (言葉 I)		1		
	保育内容演習 (言葉 II)		1		
法	保育内容演習 (表現 I)		1		
	保育内容演習 (表現 II)		1		
に	保育内容演習 (表現 III)		1		

す る 科 目	幼児と健康		1		
	幼児と人間関係		1		
	幼児と環境		1		
	幼児と言葉		1		
	幼児と表現		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	ソルフエージュ	1			
	声楽Ⅰ（日本伝統歌唱法基礎を含む。）	1			
	声楽Ⅱ		1		
	声楽Ⅲ		1		
	声楽Ⅳ		1		
	合唱Ⅰ	1			
	合唱Ⅱ		1		
	合唱Ⅲ		1		
	日本伝統歌唱法長唄演習		1		
	鍵盤楽器演奏Ⅰ（伴奏法を含む。）	1			
	鍵盤楽器演奏Ⅱ		1		
	鍵盤楽器演奏Ⅲ		1		
	鍵盤楽器演奏Ⅳ		1		
	管打楽器奏法Ⅰ	1			
	管打楽器奏法Ⅱ		1		
	管打楽器奏法Ⅲ		1		
	和楽器奏法	1			
	管弦打楽器概論		2		
	合奏Ⅰ	1			
	合奏Ⅱ		1		
	指揮法Ⅰ	1			
	指揮法Ⅱ		1		
	音楽理論Ⅰ	2			
音楽理論Ⅱ		2			
作曲法Ⅰ（編曲法を含む。）	2				
作曲法Ⅱ		2			
作曲法Ⅲ		2			
音楽文化史Ⅰ （日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	2				
音楽文化史Ⅱ		2			
中等教科教育法Ⅰ（音楽）	2				
中等教科教育法Ⅱ（音楽）	2				

	中等教科教育法Ⅲ（音楽）		2		
	中等教科教育法Ⅳ（音楽）		2		
	卒業研究	4			
	専門演習Ⅰ	1			
	専門演習Ⅱ	1			
	専門演習Ⅲ		1		
	専門演習Ⅳ		1		
	(体育専修)				
体 育 専 修 教 科 及 び 指 導	初等国語（含書写）	2		}	必修を除く2単位を選択必修
	初等社会		2		
	初等算数		2		
	初等理科Ⅰ		1		
	初等理科Ⅱ		1		
	初等生活Ⅰ		2		
	初等生活Ⅱ		1		
	初等家庭Ⅰ		1		
	初等家庭Ⅱ		1		
	初等音楽Ⅰ	1			
	初等音楽Ⅱ	1			
	初等図画工作Ⅰ	1			
	初等図画工作Ⅱ	1			
	初等体育Ⅰ	1			
	初等体育Ⅱ	1			
	初等英語		2		
	初等教科教育法（国語）		2		
	初等教科教育法（社会）		2		
	初等教科教育法（算数）		2		
	初等教科教育法（理科）		2		
	初等教科教育法（生活）		2		
	初等教科教育法（音楽）	2			
	初等教科教育法（図画工作）	2			
	初等教科教育法（家庭）		2		
	初等教科教育法（体育）	2			
	初等教科教育法（英語）		2		
	保育内容総論		1		
保育内容演習（健康Ⅰ）		1			
保育内容演習（健康Ⅱ）		1			
保育内容演習（人間関係Ⅰ）		1			
保育内容演習（人間関係Ⅱ）		1			
				}	必修を除く6単位を選択必修

法 に 関 す る 科 目	保育内容演習（環境Ⅰ）		1	}	いずれか1単位選択必修
	保育内容演習（環境Ⅱ）		1		
	保育内容演習（言葉Ⅰ）		1		
	保育内容演習（言葉Ⅱ）		1		
	保育内容演習（表現Ⅰ）		1		
	保育内容演習（表現Ⅱ）		1		
	保育内容演習（表現Ⅲ）		1		
	幼児と健康		1		
	幼児と人間関係		1		
	幼児と環境		1		
	幼児と言葉		1		
	幼児と表現		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	中等体育実技Ⅰ（体づくり）	1			
	中等体育実技Ⅱ（陸上競技）	1			
	中等体育実技Ⅲ（ゴール型）	1			
	中等体育実技Ⅳ（ベースボール型）	1			
	中等体育実技Ⅴ（ネット型）	1			
	中等体育実技Ⅵ（器械運動）	1			
	中等体育実技Ⅶ（スキー）		1		
	中等体育実技Ⅷ（野外活動）		1		
	中等体育実技Ⅸ（剣道）		1		
	中等体育実技Ⅹ（柔道）		1		
	中等体育実技ⅩⅠ（ダンス）	1			
	中等体育実技ⅩⅡ（水泳）	1			
	体育学基礎Ⅰ（原理）	2			
	体育学基礎Ⅱ（心理）		2		
	体育学基礎Ⅲ（経営管理・社会学）		2		
	運動学（運動方法学を含む。）	2			
	生理学Ⅰ	2			
	生理学Ⅱ		2		
	運動生理学	2			
衛生学・公衆衛生学	2				
学校保健Ⅰ（小児保健、精神保健、学 校安全及び救急処置を含む。）	2				
学校保健Ⅱ		2			
中等教科教育法Ⅰ（保健体育）	2				
中等教科教育法Ⅱ（保健体育）	2				

中等教科教育法Ⅲ（保健体育）		2	
中等教科教育法Ⅳ（保健体育）		2	
卒業研究	4		
専門演習Ⅰ	1		
専門演習Ⅱ	1		
専門演習Ⅲ		1	
専門演習Ⅳ		1	

	(英語専修)				
英	初等国語 (含書写)	2		}	必修を除く 2 単位を選択必修
	初等社会		2		
語	初等算数		2		
	初等理科 I		1		
専	初等理科 II		1		
	初等生活 I		2		
修	初等生活 II		1		
	初等家庭 I		1		
教	初等家庭 II		1		
	初等音楽 I	1			
科	初等音楽 II	1			
	初等図画工作 I	1			
及	初等図画工作 II	1			
	初等体育 I	1			
び	初等体育 II	1			
	初等英語		2		
指	初等教科教育法 (国語)		2		
	初等教科教育法 (社会)		2		
導	初等教科教育法 (算数)		2		
	初等教科教育法 (理科)		2		
法	初等教科教育法 (生活)		2		
	初等教科教育法 (音楽)	2			
に	初等教科教育法 (図画工作)	2			
	初等教科教育法 (家庭)		2		
関	初等教科教育法 (体育)	2			
	初等教科教育法 (英語)		2		
に	保育内容総論		1		
	保育内容演習 (健康 I)		1		
関	保育内容演習 (健康 II)		1		
	保育内容演習 (人間関係 I)		1		
に	保育内容演習 (人間関係 II)		1		
	保育内容演習 (環境 I)		1		
関	保育内容演習 (環境 II)		1		
	保育内容演習 (言葉 I)		1		
に	保育内容演習 (言葉 II)		1		
	保育内容演習 (表現 I)		1		
関	保育内容演習 (表現 II)		1		
	保育内容演習 (表現 III)		1		
					必修を除く 6 単位を選択必修

す る 科 目	幼児と健康		1		
	幼児と人間関係		1		
	幼児と環境		1		
	幼児と言葉		1		
	幼児と表現		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	英語学概論Ⅰ	2			
	英語学概論Ⅱ		2		
	英語教育学概論	2			
	第二言語習得論		2		
	英文法概説Ⅰ		2		
	英文法概説Ⅱ		2		
	英語学演習Ⅰ		1		
	英語学演習Ⅱ		1		
	英語文学概論Ⅰ	2			
	英語文学概論Ⅱ		2		
	英語文学概論Ⅲ		2		
	英語文学概論Ⅳ		2		
	英語コミュニケーション論	2			
	Communicative EnglishⅠ	1			
	Communicative EnglishⅡ	1			
	Intensive ListeningⅠ		1		
	Intensive ListeningⅡ		1		
	Interactive ReadingⅠ	1			
	Interactive ReadingⅡ	1			
	Academic WritingⅠ		1		
	Academic WritingⅡ		1		
	Advanced Communicative EnglishⅠ		1		
	Advanced Communicative EnglishⅡ		1		
	Public Speaking		1		
	Presentation Skills		1		
	英語圏の文化と社会Ⅰ	2			
英語圏の文化と社会Ⅱ		2			
英語圏の文化と社会Ⅲ		2			
中等教科教育法Ⅰ（英語）	2				
中等教科教育法Ⅱ（英語）	2				
中等教科教育法Ⅲ（英語）		2			
中等教科教育法Ⅳ（英語）		2			

	卒業研究	4			
	専門演習Ⅰ	1			
	専門演習Ⅱ	1			
	専門演習Ⅲ		1		
	専門演習Ⅳ		1		

保 育 専 修 教 科 及 び 指 導 法 に 関	(保育専修)				
	初等国語 (含書写)	2			}
	初等社会		2		
	初等算数		2		
	初等理科 I		1		
	初等理科 II		1		
	初等生活 I		2		
	初等生活 II		1		
	初等家庭 I		1		
	初等家庭 II		1		
	初等音楽 I	1			
	初等音楽 II	1			
	初等図画工作 I	1			
	初等図画工作 II	1			
	初等体育 I	1			
	初等体育 II	1			
	初等英語		2		}
	初等教科教育法 (国語)		2		
	初等教科教育法 (社会)		2		
	初等教科教育法 (算数)		2		
	初等教科教育法 (理科)		2		
	初等教科教育法 (生活)		2		
	初等教科教育法 (音楽)	2			
	初等教科教育法 (図画工作)	2			
	初等教科教育法 (家庭)		2		
	初等教科教育法 (体育)	2			
	初等教科教育法 (英語)		2		}
	保育内容総論		1		
	保育内容演習 (健康 I)		1		
	保育内容演習 (健康 II)		1		
	保育内容演習 (人間関係 I)		1		
	保育内容演習 (人間関係 II)		1		
	保育内容演習 (環境 I)		1		
保育内容演習 (環境 II)		1			
保育内容演習 (言葉 I)		1			
保育内容演習 (言葉 II)		1			
保育内容演習 (表現 I)		1		}	
保育内容演習 (表現 II)		1			
保育内容演習 (表現 III)		1			

必修を除く 2 単位を選択必修

必修を除く 6 単位を選択必修

選択科目のうち 6 単位必修

す る 科 目	幼児と健康	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と環境	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と表現	1		
	幼児と音楽表現		1	
	幼児と造形表現		1	
	社会福祉	2		
	子ども家庭支援論		2	
	子ども家庭福祉Ⅰ	2		
	子ども家庭福祉Ⅱ		2	
	保育原理Ⅰ	2		
	保育原理Ⅱ		2	
	保育者論		2	
	社会的養護Ⅰ		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの理解と援助		1	
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養Ⅰ	1		
	子どもの食と栄養Ⅱ	1		
	保育の計画と評価		2	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	子どもの健康と安全		1	
	障害児保育Ⅰ		1	
	障害児保育Ⅱ		1	
	社会的養護Ⅱ		1	
	子育て支援		1	
	幼児教育学		2	
	保育問題研究		2	
	卒業研究	4		
専門演習Ⅰ	1			
専門演習Ⅱ	1			
専門演習Ⅲ		1		
専門演習Ⅳ		1		

特別支援教育専修	(特別支援教育専修)				
	初等国語 (含書写)	2			必修を除く 2 単位を選択必修
	初等社会		2		
	初等算数		2		
	初等理科 I		1		
	初等理科 II		1		
	初等生活 I		2		
	初等生活 II		1		
	初等家庭 I		1		
	初等家庭 II		1		
	初等音楽 I	1			
	初等音楽 II	1			
	初等図画工作 I	1			
	初等図画工作 II	1			
	初等体育 I	1			
	初等体育 II	1			
	初等英語		2		
	初等教科教育法 (国語)		2		
	初等教科教育法 (社会)		2		
	初等教科教育法 (算数)		2		
	初等教科教育法 (理科)		2		
	初等教科教育法 (生活)		2		
	初等教科教育法 (音楽)	2			
	初等教科教育法 (図画工作)	2			
	初等教科教育法 (家庭)		2		
	初等教科教育法 (体育)	2			
	初等教科教育法 (英語)		2		
特別支援教育総論	2				
知的障害者の心理	2				
知的障害者の生理・病理	2				
肢体不自由者の心理・生理・病理	2				
病弱者の心理・生理・病理	2				
知的障害者の教育 I		2			
知的障害者の教育 II		2			
肢体不自由者の教育		2			
病弱者の教育		2			
肢体・病弱演習		1			
特別支援教育の理論と実践	1				
発達障害心理臨床		2			
				必修を除く 6 単位を選択必修	
				8 科目 16 単位以上選択必修	

導 法 に 関 す る 科 目	発達アセスメント		2		
	重複・発達障害者の心理と教育		2		
	視覚障害者の心理と教育		1		
	言語・聴覚障害者の心理と教育		2		
	特別支援学校教育実習（事前事後）		1		
	特別支援学校教育実習		2		
	特別支援教育・看護合同演習		1		
	卒業研究	4			
	専門演習Ⅰ	1			
	専門演習Ⅱ	1			
	専門演習Ⅲ		1		
	専門演習Ⅳ		1		

学 校 心 理 専 修 教 科 及 び 指 導 法 に 関	(学校心理専修)				
	初等国語 (含書写)	2			}
	初等社会		2		
	初等算数		2		
	初等理科 I		1		
	初等理科 II		1		
	初等生活 I		2		
	初等生活 II		1		
	初等家庭 I		1		
	初等家庭 II		1		
	初等音楽 I	1			
	初等音楽 II	1			
	初等図画工作 I	1			
	初等図画工作 II	1			
	初等体育 I	1			
	初等体育 II	1			
	初等英語		2		}
	初等教科教育法 (国語)		2		
	初等教科教育法 (社会)		2		
	初等教科教育法 (算数)		2		
	初等教科教育法 (理科)		2		
	初等教科教育法 (生活)		2		
	初等教科教育法 (音楽)	2			
	初等教科教育法 (図画工作)	2			
	初等教科教育法 (家庭)		2		
	初等教科教育法 (体育)	2			
	初等教科教育法 (英語)		2		}
	公認心理師の職責		2		
臨床心理学概論	2				
心理学研究法	1				
心理学統計法 I	2				
心理学統計法 II		2			
心理学実験	1				
知覚・認知心理学		2			
学習・言語心理学	2				
感情・人格心理学		2			
神経・生理心理学		1		}	
社会・集団・家族心理学	2				
障害者・障害児心理学		2			

必修を除く 2 単位を選択必修

必修を除く 6 単位を選択必修

必修を除く 8 科目 15 単位以上
選択必修

す る 科 目	心理的アセスメント		2		
	心理学的支援法		1		
	健康・医療心理学		2		
	福祉心理学		1		
	教育・学校心理学		2		
	司法・犯罪心理学		2		
	産業・組織心理学		2		
	人体の構造と機能及び疾病		1		
	精神疾患とその治療		1		
	関係行政論		1		
	データ分析法		1		
	心理演習		1		
	心理実習Ⅰ		2		
	心理実習Ⅱ		2		
	卒業研究	4			
	専門演習Ⅰ	1			
	専門演習Ⅱ	1			
	専門演習Ⅲ		1		
	専門演習Ⅳ		1		

(3) 学校教育課程教育の基礎的理解科目等

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
教育の基礎的理解科目等	(国語・社会・数学・理科・音楽・体育・英語専修)				
	教育基礎論※	2			
	教師論※	2			
	教育心理学※	2			
	発達心理学		2		
	特別支援教育基礎※	2			
	教育の社会制度論※	2			
	教育社会学		2		
	教育行政学		2		
	教育課程論※	2			
	道德教育の指導法※	2			
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法※	2			
	教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）※	2			
	学習資源・教材論		2		
	生徒・進路指導論※	2			
	幼児理解		2		
	教育相談※	2			
	幼稚園教育実習（事前事後）		1		
	幼稚園教育実習		4		
	小学校教育実習（事前事後）		1		
	小学校教育実習		4		
	中学校教育実習（事前事後）※		1		
	中学校教育実習※		4		
	高等学校教育実習（事前事後）※		1		
	高等学校教育実習※		2		
	教職実践演習（幼・小・中・高）※		2		
(保育専修)					
教育基礎論※	2				
教師論※	2				
教育心理学※	2				
発達心理学		2			

教 育 の 基 礎 的 理 解 科 目 等	特別支援教育基礎※	2			
	教育の社会制度論※	2			
	教育社会学		2		
	教育行政学		2		
	教育課程論※	2			
	道徳教育の指導法※	2			
	特別活動・総合的な学習の時間の 指導法※	2			
	教育の方法と技術（情報通信技術の 活用含む）※	2			
	学習資源・教材論		2		
	生徒・進路指導論※	2			
	幼児理解	2			
	教育相談※	2			
	幼稚園教育実習（事前事後）		1		
	幼稚園教育実習		4		
	小学校教育実習（事前事後）		1		
	小学校教育実習		4		
	保育実習Ⅰ（保育所）		2		
	保育実習Ⅰ（児童福祉施設等）		2		
	保育実習Ⅱ（保育所）		2		
	保育実習Ⅲ（児童福祉施設等）		2		
	教職実践演習（幼・小・中・高）※		2		
	保育実習指導Ⅰ		2		
	保育実習指導Ⅱ		1		
	保育実習指導Ⅲ		1		
	（特別支援教育・学校心理専修）				
	教育基礎論※	2			
	教師論※	2			
教育心理学※	2				
発達心理学		2			
特別支援教育基礎※	2				
教育の社会制度論※	2				
教育社会学		2			
教育行政学		2			
教育課程論※	2				
道徳教育の指導法※	2				

特別活動・総合的な学習の時間の指導法※	2			
教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）※	2			
学習資源・教材論		2		
生徒・進路指導論※	2			
幼児理解		2		
教育相談※	2			
小学校教育実習（事前事後）		1		
小学校教育実習		4		
教職実践演習（幼・小・中・高）※		2		

※印は共通開設科目

（４）博物館学芸員資格科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
	生涯学習概論			2	教育学部学校教育課程国語・社会・理科専修の学生に限る。
	博物館概論			2	
	博物館経営論			2	
	博物館資料論			2	
	博物館資料保存論			2	
	博物館展示論			2	
	博物館教育論			2	
	博物館情報・メディア論			2	
	博物館実習			3	
	考古学			2	
	外国史特講Ⅰ			2	
	日本史特講Ⅱ			2	
	国文学特講Ⅱ			2	
	漢文学Ⅳ			2	
	物理学Ⅱ			2	
	化学Ⅱ			2	
	生物学Ⅱ			2	
	地学Ⅱ			2	

外国語学部

1. 建学の精神に関する科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
建学の精神	宗教学Ⅰ	2			
	宗教学Ⅱ	2			

2. 教養基礎科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
基礎力	基礎セミナーⅠ	1			
	基礎セミナーⅡ	1			
	ICT基礎	2			
	スポーツⅠ	1			
	スポーツⅡ	1			
	データサイエンス入門	2			
	データサイエンス基礎		1		

言葉とコミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ		1	3言語（ドイツ語・フランス語・中国語）から1言語を選択し、同一言語4単位を履修する。
	英語コミュニケーションⅡ		1	
	英語コミュニケーションⅢ		1	
	英語コミュニケーションⅣ		1	
	ドイツ語コミュニケーションⅠ		1	
	ドイツ語コミュニケーションⅡ		1	
	ドイツ語Ⅰ		1	
	ドイツ語Ⅱ		1	
	フランス語コミュニケーションⅠ		1	
	フランス語コミュニケーションⅡ		1	
	フランス語Ⅰ		1	
	フランス語Ⅱ		1	
	中国語コミュニケーションⅠ		1	
	中国語コミュニケーションⅡ		1	
	中国語Ⅰ		1	
	中国語Ⅱ		1	
ポルトガル語コミュニケーションⅠ		1		
ポルトガル語コミュニケーションⅡ		1		
韓国語コミュニケーションⅠ		1		
韓国語コミュニケーションⅡ		1		
人文科学	ジェンダー論		2	
	映画学		2	
	心理学概論		2	
	哲学		2	
	日本文化論		2	
	歴史学		2	
社会科学	日本国憲法		2	
	家族と社会保障		2	
	災害と危機管理		2	
	キャリアプラン		2	
	異文化論		2	
	経済学		2	
自然科学	現代環境科学		2	
	天文学		2	
	数学		2	

複合領域	レクリエーション		2		
	食生活論		1		
	岐阜学		2		
	芸術論		1		
	健康科学		2		
	健康科学概論		2		

教養科目の代替科目（外国人正規留学生・帰国生徒に適用）

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
教養科目の代替科目	日本文化事情Ⅰ		2		合計4単位まで、教養基礎科目の代わりに履修することが出来る
	日本文化事情Ⅱ		2		
	日本社会事情Ⅰ		2		
	日本社会事情Ⅱ		2		

言葉とコミュニケーションの代替科目（外国人正規留学生・帰国生徒に適用）

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
言葉とコミュニケーションの代替科目	日本語コミュニケーションⅠ		1		言葉とコミュニケーションの代わりに履修することが出来る
	日本語コミュニケーションⅡ		1		
	日本語Ⅰ		1		
	日本語Ⅱ		1		

3. 専門科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由 選択	
専 門 科 目	English Communication A	1			選択科目から61単位以上履修選択
	English Communication B	1			
	English Communication C	1			
	English Communication D	1			
	English Communication E		1		} いずれか1科目1単位選択必修
	English Communication TE		1		
	English Communication F		1		} いずれか1科目1単位選択必修
	English Communication TF		1		
	英文法 I			2	
	英文法基礎 I			2	
	英文法 II			2	
	英文法基礎 II			2	
	英作文 I	1			
	英作文 II	1			
	英語リスニング I	1			
	英語リスニング II	1			
	英文読解 I	1			
	英文読解 II	1			
	I C T活用	1			
	日本語表現 I	1			
	日本語表現 II	1			
	American Studies I			2	} いずれか2科目4単位選択必修
	アメリカ研究 I			2	
	British Studies I			2	
	イギリス研究 I			2	
	中国研究 I			2	
	卒業研究 I	2			
	卒業研究 II	2			
	卒業研究 III	2			
	Reading and Discussion I			1	
Reading and Discussion II			1		
Research and Presentation I			2		
Research and Presentation II			2		
Selected Topics I			2		
Selected Topics II			2		

	Essay Writing I	1		
	Essay Writing II	1		
	Essay Writing III		1	
	Essay Writing IV		1	
	Media English I		2	
	Media English II		2	
	英文読解Ⅲ	1		
	英文読解Ⅳ	1		
	英文読解Ⅴ		1	
	英文読解Ⅵ		1	
	English Linguistics I		2	
	English Linguistics II		2	
	英語学Ⅲ		2	
専	英語学Ⅳ		2	
	英語文学Ⅰ		2	
	英語文学Ⅱ		2	
門	英語文学Ⅲ		2	
	英語文学Ⅳ		2	
	楽しい中国語Ⅰ		1	
科	楽しい中国語Ⅱ		1	
	中国語コミュニケーションA		1	
	中国語コミュニケーションB		1	
目	中国語コミュニケーションC		1	
	中国語コミュニケーションD		1	
	中国語文法Ⅰ		2	
	中国語文法Ⅱ		2	
	中国語講読Ⅰ		2	
	中国語講読Ⅱ		2	
	中国語講読Ⅲ		2	
	中国語講読Ⅳ		2	
	言語学入門		2	
	日本語演習		1	
	対照言語学		2	
	日本語研究Ⅰ		2	
	日本語研究Ⅱ		2	
	異文化コミュニケーション		2	
	日本語教育方法論		2	
	日本語教育実地研究（含事前事後指導）		2	

	日本語学入門		2		
	日本語学Ⅰ		2		
	日本語学Ⅱ		2		
	日本語学Ⅲ		2		
	日本語教育学入門		2		
	日本語教育研究Ⅰ		2		
	日本語教育研究Ⅱ		2		
	日本語教育研究Ⅲ		2		
	異文化理解		2		
	イギリス研究Ⅱ		2		
	アメリカ研究Ⅱ		2		
	中国研究Ⅱ		2		
	British Studies Ⅱ		2		
専	American Studies Ⅱ		2		} いずれか1科目2単位選択必修
	イギリス研究Ⅲ		2		
	アメリカ研究Ⅲ		2		
門	中国研究Ⅲ		2		
	British Studies Ⅲ		2		
	American Studies Ⅲ		2		
科	World Issues Ⅰ		2		
	World Issues Ⅱ		2		
	Japanese Studies Ⅰ		2		
目	Japanese Studies Ⅱ		2		
	Travel and Tourism Ⅰ		2		
	Travel and Tourism Ⅱ		2		
	留学の安全と知識		2		
	留学のための英語		2		
	Business Communication Ⅰ		1		
	Business Communication Ⅱ		1		
	Business Communication Ⅲ		1		
	Business Communication Ⅳ		1		
	経済英語Ⅰ		1		
	経済英語Ⅱ		1		
	情報実務Ⅰ		1		
	情報実務Ⅱ		1		
	情報実務Ⅲ		1		
	情報実務Ⅳ		1		
	データサイエンス		1		
	教育英語研究Ⅰ		2		

専 門 科 目	教育英語研究Ⅱ	2		
	第二言語習得論Ⅰ	2		
	第二言語習得論Ⅱ	2		
	小学校英語教育研究Ⅰ	2		
	小学校英語教育研究Ⅱ	2		
	キャリアセミナーⅠ	1		
	キャリアセミナーⅡ	1		
	キャリアセミナーⅢ	1		
	キャリアセミナーⅣ	1		
	キャリアセミナーⅤ	1		
	キャリアセミナーⅥ	1		
	キャリアセミナーⅦ	1		
	キャリアセミナーⅧ	1		
	キャリアセミナーⅨ	1		
	キャリアセミナーⅩ	1		
	キャリアセミナーⅩⅠ	1		
	キャリアセミナーⅩⅡ	1		
	キャリアセミナーⅩⅢ	1		
	キャリアセミナーⅩⅣ	2		
	キャリアデザインⅠ	2		
	キャリアデザインⅡ	2		
	企業就職への道	2		
	英語ボランティア活動	1		
	国内インターンシップ	1		
	国際インターンシップ	1		
	(留学生・帰国生徒の適用代替科目)			
	日本語口頭演習Ⅰ	1		
	日本語口頭演習Ⅱ	1		
	日本語口頭演習Ⅲ	1		
	日本語口頭演習Ⅳ	1		
	日本語総合演習Ⅰ	1		
	日本語総合演習Ⅱ	1		
日本語総合演習Ⅲ	1			
日本語総合演習Ⅳ	1			

4. 教職課程科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由 選択	
教 職 課 程 科 目	教育基礎論※			2	
	教師論※			2	
	教育の社会制度論※			2	
	教育心理学※			2	
	特別支援教育基礎※			2	
	教育課程論※			2	
	中等教科教育法Ⅰ（英語）			2	
	中等教科教育法Ⅱ（英語）			2	
	中等教科教育法Ⅲ（英語）			2	
	中等教科教育法Ⅳ（英語）			2	
	道徳教育の指導法※			2	
	特別活動・総合的な学習の時間の 指導法※			2	
	教育の方法と技術（情報通信技術 の活用含む）※			2	
	生徒・進路指導論※			2	
	教育相談※			2	
	介護等の体験（含事前事後指導）			2	
	中学校教育実習（事前事後）※			1	
	中学校教育実習※			4	
	高等学校教育実習（事前事後）※			1	
	高等学校教育実習※			2	
教職実践演習（幼・小・中・高）※			2		

※印は共通開設科目

経済情報学部

1. 建学の精神に関する科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
建学の精神	宗教学Ⅰ	2			
	宗教学Ⅱ	2			

2. 教養基礎科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
基礎力	基礎セミナーⅠ	1			
	基礎セミナーⅡ	1			
	スポーツⅠ	1			
	スポーツⅡ	1			
	データサイエンス入門	2			
	データサイエンス基礎		1		
言葉とコミュニケーション	英語Ⅰ	1			4単位必修（英語2単位と同一語 学科目2単位）
	英語Ⅱ	1			
	英語Ⅲ		1		
	英語Ⅳ		1		
	英語Ⅴ		1		
	英語Ⅵ		1		
	ドイツ語Ⅰ		1		
	ドイツ語Ⅱ		1		
	フランス語Ⅰ		1		
	フランス語Ⅱ		1		
	中国語Ⅰ		1		
	中国語Ⅱ		1		
	英語コミュニケーションⅠ		1		
	英語コミュニケーションⅡ		1		
	英語実務		2		

人文科学	心理学 I		2		
	心理学 II		2		
	歴史学 I		2		
	歴史学 II		2		
	文学 I		2		
	文学 II		2		
社会科学	日本国憲法		2		
	法学		2		
	外国文化事情A I		2		
	外国文化事情A II		2		
	外国文化事情A III		2		
	外国文化事情A IV		2		
	外国文化事情B I		2		
	外国文化事情B II		2		
	外国文化事情B III		2		
	外国文化事情B IV		2		
自然科学	地理 I		2		
	地理 II		2		
	数学		2		
	数学活用		2		
複合領域	統計入門		2		

教養科目の代替科目（外国人正規留学生・帰国生徒に適用）

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
教養科目の代替科目	日本文化事情Ⅰ		2		教養科目の代わりに履修することが出来る
	日本文化事情Ⅱ		2		
	日本社会事情Ⅰ		2		
	日本社会事情Ⅱ		2		

外国語科目の代替科目（外国人正規留学生・帰国生徒に適用）

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
外国語科目の代替科目	日本語コミュニケーションⅠ		1		外国語科目の代わりに履修することが出来る
	日本語コミュニケーションⅡ		1		
	日本語Ⅰ		1		
	日本語Ⅱ		1		

3. 専門科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由 選択	
専 門 科 目	コンピュータ科学基礎	2			
	マクロ経済学入門	2			
	ミクロ経済学入門	2			
	総合基礎A	2			
	総合基礎B	2			
	キャリアデザイン I	2			
	商法		2		
	会社法		2		
	民法 I		2		
	民法 II		2		
	数理A		2		
	数理B		2		
	数理C		2		
	専門演習 I	4			
	専門演習 II	4			
	卒業研究			4	
	スポーツ科学			2	
	実験経済学 I			2	
	実験経済学 II			2	
	Eコマース論 I			2	
	Eコマース論 II			2	
	行動ファイナンス			2	
	生活経済と情報			2	
	データ分析			2	
	地域産業			2	
	情報と社会			2	
	シミュレーション			2	
	情報管理			2	
	データサイエンス			2	
	行動科学			2	
	経済統計			2	
	経済財政事情			2	
現代経済			2		
経済の歴史 I			2		
経済の歴史 II			2		

※1

※1のうち6単位必修

	ミクロ経済学Ⅰ	2	
	マクロ経済学Ⅰ	2	
	ミクロ経済学Ⅱ	2	
	マクロ経済学Ⅱ	2	
	ミクロ経済学Ⅲ	2	
	マクロ経済学Ⅲ	2	
	行動経済学Ⅰ	2	
	行動経済学Ⅱ	2	
	環境経済学Ⅰ	2	
	環境経済学Ⅱ	2	
	国際経済学Ⅰ	2	
	国際経済学Ⅱ	2	
	日本経済論Ⅰ	2	
	日本経済論Ⅱ	2	
	地球環境論Ⅰ	2	
	地球環境論Ⅱ	2	
専	経済の現場から	2	
	グローバル経済論Ⅰ	2	
門	グローバル経済論Ⅱ	2	
	計量経済学Ⅰ	2	
科	計量経済学Ⅱ	2	
	途上国開発論	2	
目	国際金融論	2	
	金融論Ⅰ	2	
	金融論Ⅱ	2	
	ファイナンス論Ⅰ	2	
	ファイナンス論Ⅱ	2	
	地域経済論Ⅰ	2	
	地域経済論Ⅱ	2	
	労働経済学Ⅰ	2	
	労働経済学Ⅱ	2	
	交通論Ⅰ	2	
	交通論Ⅱ	2	
	社会科学特論Ⅰ	2	
	社会科学特論Ⅱ	2	
	ベンチャー企業論	2	
	経営学総論Ⅰ	2	※2
	経営学総論Ⅱ	2	※2または※3のうち
	経営管理論Ⅰ	2	6単位必修

専 門 科 目	経営管理論Ⅱ	2	※3
	経営戦略入門	2	
	簿記原理Ⅰ	2	
	簿記原理Ⅱ	2	
	経営戦略論	2	
	事業経営入門	2	
	事業経営論	2	
	グローバルマネジメント	2	
	会計学Ⅰ	2	
	会計学Ⅱ	2	
	商学概論	2	
	流通論	2	
	経営分析Ⅰ	2	
	経営分析Ⅱ	2	
	マーケティング論	2	
	マーケティングリサーチ	2	
	情報処理Ⅰ	2	
	マルチメディアⅠ	2	
	マルチメディアⅡ	2	
	AⅠ基礎プログラミングⅠ	2	
	ウェブプログラミングⅠ	2	
	ウェブプログラミングⅡ	2	
	ウェブデザイン	2	
	情報処理論	2	
	情報処理Ⅱ	2	
	AⅠ基礎プログラミングⅡ	2	
	AⅠ実践演習Ⅰ	2	
	AⅠ実践演習Ⅱ	2	
	ウェブアプリケーション	2	
	情報ネットワークⅠ	2	
	情報ネットワークⅡ	2	
	コンピュータシステム	2	
データベース	2		
社会人基礎力養成	2		
キャリアデザインⅡ	2		
キャリアデザインⅢ	2		
キャリアデザインⅣ	2		
インターンシップ(講義)	2		
インターンシップ(実習)	1		

	簿記実務		2		
	商業実務		2		
	情報実務		2		
	統計実務		2		
	職業指導			4	
	情報と職業			2	

4. 教職課程科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
教 職 課 程 科 目	教育基礎論※			2	
	教師論※			2	
	教育の社会制度論※			2	
	教育心理学※			2	
	特別支援教育基礎※			2	
	教育課程論※			2	
	中等教科教育法Ⅰ（商業）			2	
	中等教科教育法Ⅱ（商業）			2	
	中等教科教育法Ⅰ（情報）			2	
	中等教科教育法Ⅱ（情報）			2	
	特別活動・総合的な学習の時間の 指導法※			2	
	教育の方法と技術（情報通信技術 の活用含む）※			2	
	生徒・進路指導論※			2	
	教育相談※			2	
	高等学校教育実習（事前事後）※			1	
	高等学校教育実習※			2	
教職実践演習（幼・小・中・高）※			2		

※印は共通開設科目

3 学部共通

(1) 学校図書館司書教諭資格科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
	学校経営と学校図書館			2	
	学校図書館メディアの構成			2	
	学習指導と学校図書館			2	
	読書と豊かな人間性			2	
	情報メディアの活用			2	

看護学部

1. 建学の精神に関する科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
建学の精神	宗教学Ⅰ	2			
	宗教学Ⅱ	2			

2. 教養基礎科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
基礎力	基礎セミナーⅠ	1			
	基礎セミナーⅡ	1			
	ICT基礎	2			
	スポーツⅠ	1			
	スポーツⅡ	1			
	データサイエンス入門	2			
	データサイエンス基礎		1		

言葉とコミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	1			
	英語コミュニケーションⅡ	1			
	英語コミュニケーションⅢ		1		
	英語コミュニケーションⅣ		1		
	ドイツ語コミュニケーションⅠ		1		
	ドイツ語コミュニケーションⅡ		1		
	ドイツ語Ⅰ		1		
	ドイツ語Ⅱ		1		
	フランス語コミュニケーションⅠ		1		
	フランス語コミュニケーションⅡ		1		
	フランス語Ⅰ		1		
	フランス語Ⅱ		1		
	中国語コミュニケーションⅠ		1		
	中国語コミュニケーションⅡ		1		
	中国語Ⅰ		1		
	中国語Ⅱ		1		
	ポルトガル語コミュニケーションⅠ		1		
	ポルトガル語コミュニケーションⅡ		1		
韓国語コミュニケーションⅠ		1			
韓国語コミュニケーションⅡ		1			
人文科学	ジェンダー論		2		
	映画学		2		
	心理学概論		2		
	哲学		2		
	日本文化論		2		
	歴史学		2		
社会科学	日本国憲法		2		
	家族と社会保障		2		
	災害と危機管理		2		
	キャリアプラン		2		
	異文化論		2		
	経済学		2		
自然科学	現代環境科学		2		
	天文学		2		
	数学		2		

複合領域	レクリエーション		2		
	食生活論		1		
	岐阜学		2		
	芸術論		1		
	健康科学		2		

教養科目の代替科目（外国人正規留学生・帰国生徒に適用）

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
教養科目の代替科目	日本文化事情Ⅰ		2		合計4単位まで、教養基礎科目の代わりに履修することが出来る
	日本文化事情Ⅱ		2		
	日本社会事情Ⅰ		2		
	日本社会事情Ⅱ		2		

言葉とコミュニケーションの代替科目（外国人正規留学生・帰国生徒に適用）

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由選択	
言葉とコミュニケーションの代替科目	日本語コミュニケーションⅠ		1		言葉とコミュニケーションの代わりに履修することが出来る
	日本語コミュニケーションⅡ		1		
	日本語Ⅰ		1		
	日本語Ⅱ		1		

3. 専門科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由 選択	
人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	2			
	解剖生理学Ⅱ	2			
	解剖生理学Ⅲ	1			
	生化学	1			
	栄養学	2			
疾病の成り立ちと回復促進	微生物学（感染・免疫を含む）	1			
	現代医療論	1			
	薬理薬剤学	1			
	病理学	1			
	病態治療学Ⅰ	2			
	病態治療学Ⅱ	2			
	病態治療学Ⅲ	2			
	病態治療学Ⅳ	1			
	遺伝情報学	1			
	笑い与健康		1		
	東洋医学		1		
代替補完療法		1			
人間理解	日本手話		1		
	看護の対象理解論		1		
	家族看護学		1		
	看護英語コミュニケーション		1		
	臨床心理学	1			
社会と健康支援	社会福祉概論	1			
	多職種連携実践演習Ⅰ	1			
	公衆衛生学	2			
	保健統計学	2			
	退院支援論	1			
	ボランティア活動		1		
	疫学		2		
	保健医療福祉行政論		2		
	データサイエンス		1		

基礎看護学	看護学概論	2			
	コミュニケーション論	1			
	生活援助技術論	2			
	生活援助技術演習	1			
	フィジカルアセスメント	1			
	看護過程	1			
	診療援助技術論	2			
	診療援助技術演習	1			
	基礎看護学実習Ⅰ	1			
	基礎看護学実習Ⅱ	2			
成人看護学	成人看護学概論	2			
	成人慢性期看護学援助論Ⅰ	1			
	成人慢性期看護学援助論Ⅱ	1			
	成人急性期看護学援助論Ⅰ	1			
	成人急性期看護学援助論Ⅱ	1			
	成人看護学実習	3			
老年看護学	老年看護学概論	2			
	老年看護学（認知症看護）	1			
	老年看護学援助論Ⅰ	1			
	老年看護学援助論Ⅱ	1			
	老年看護学実習	3			
小児看護学	小児看護学概論	2			
	小児看護学援助論Ⅰ	1			
	小児看護学援助論Ⅱ	1			
	小児看護学実習Ⅰ	1			
	小児看護学実習Ⅱ	2			
母性看護学	母性看護学概論	2			
	母性看護学援助論Ⅰ	1			
	母性看護学援助論Ⅱ	1			
	母性看護学実習	2			
精神看護学	精神看護学概論	2			
	精神看護学援助論Ⅰ	1			
	精神看護学援助論Ⅱ	1			
	精神看護学実習	3			

地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ	1			
	地域・在宅看護概論Ⅱ	2			
	地域・在宅看護援助論	2			
	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1			
	地域・在宅看護論実習Ⅱ	2			
看護の統合	研究の基礎	1			
	卒業研究	2			
	看護管理論	1			
	医療安全	1			
	災害看護論	1			
	看護倫理	1			
	海外研修		1		
	特別支援教育・看護合同演習		1		
	国際看護論		1		
	看護教育論	1			
	緩和ケア	1			
	緩和ケア実習	1			
	多職種連携実践演習Ⅱ	1			
統合看護実習	2				
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2			
	公衆衛生看護方法論Ⅰ		1		
	公衆衛生看護方法論Ⅱ		1		
	公衆衛生看護方法論Ⅲ		1		
	公衆衛生看護管理論		2		
	学校保健		2		
	産業保健		1		
	公衆衛生看護学実習Ⅰ		3		
	公衆衛生看護学実習Ⅱ		1		
	公衆衛生看護学実習Ⅲ		1		
	養護概説		2		
	健康相談活動		2		

4. 教職課程科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由 選択	
教 職 課 程 科 目	教育基礎論※			2	
	教師論※			2	
	教育の社会制度論※			2	
	教育心理学※			2	
	特別支援教育基礎※			2	
	教育課程論※			2	
	道德教育の指導法※			2	
	特別活動・総合的な学習の時間の 指導法※			2	
	教育の方法と技術（情報通信技術 の活用含む）※			2	
	生徒指導論			2	
	教育相談※			2	
	養護教諭実習（事前事後）			1	
	養護教諭実習			4	
	教職実践演習（養護教諭）			2	

※印は共通開設科目

4 学部共通

(1) 浄土真宗本願寺派教師科目

区分	科目名	単位数			備考
		必修	選択	自由 選択	
	真宗概論			2	
	真宗史			2	
	仏教概論			2	
	宗門法規			2	
	勤式作法実演			1	
	法話実演			1	
	宗教概説・仏教史			1	

岐阜聖徳学園大学大学院規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜聖徳学園大学学則（以下「学則」という）第4条の2の規定に基づき、岐阜聖徳学園大学大学院（以下「本学大学院」という）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学大学院は、本学の目的にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的とする。

(研究科・課程・専攻)

第3条 本学大学院に次の研究科を置き、研究科に次の専攻を置く。

(1) 国際文化研究科 国際教育文化専攻
国際地域文化専攻

(2) 経済情報研究科 経済情報専攻

2 第1項の研究科の課程は、国際文化研究科は修士課程、経済情報研究科は博士課程とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを「博士課程（前期）」といい、後期3年の課程は「博士課程（後期）」という。

(課程の目的)

第3条の2 修士課程及び博士課程（前期）は、本学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程（後期）は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻の目的)

第3条の3 本学研究科の各専攻においては、次の人材養成を目的としている。

(1) 国際文化研究科国際教育文化専攻では、国際交流が活発化する中で、世界の教育について教育・研究するとともに、日本の教育文化の特色化を進め、その国際化の方向を教育・研究する。そのことを通じて、特に学校や教育機関を含む各方面において国際理解を進め、国際化に努める専門職業人及び研究者の育成と社会人の再教育に資することを目的とする。

(2) 国際文化研究科国際地域文化専攻では、日本と特に関係の深いアメリカ及び中国を含む環太平洋圏諸地域の文化の研究を深め、これらの地域の言語を通じて、国内外の各方面において、国際的文化交流に深い理解をもって積極的に活躍できる専門職業人及び研究者を養成し、あわせて社会人の国際理解への再教育を目的とする。

(3) 経済情報研究科経済情報専攻 博士課程（前期）は、知識のグローバル化が進展しつつある情報社会の先端技術を体得し、それによって企業経営や環境問題などの今日的課題に対応することの出来る人材を育成することを目的とする。

(4) 経済情報研究科経済情報専攻 博士課程（後期）は、経済学・情報科学における数理モデル・経済モデルを理論的な武器として、現実社会の諸課題を解決する方策を究明して行く研究能力の育成を図り、日本経済及び世界経済の発展の道を理論的に提示できる研究者・専門職業人を養成することを目的とする。

(入学定員、収容定員)

第3条の4 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科目	専攻名	研究分野	入学定員	収容定員
国際文化研究科 (修士課程)	国際教育文化専攻	国際教育 教育文化	15名	30名
	国際地域文化専攻	アメリカ文化 中国文化 日本文化	10名	20名
経済情報研究科 (博士課程)	経済情報専攻 (博士課程(前期))	社会情報分野 経営・環境分野 応用経済分野	10名	20名
	経済情報専攻 (博士課程(後期))	経済情報分野	3名	9名

(自己点検・評価)

第4条 本学大学院は、第2条及び第3条の3の目的を達成するために、教育研究活動の状況を点検し評価を行う。

(教員)

第5条 本学大学院を担当する教育職員には、岐阜聖徳学園大学の教授、准教授、専任講師及び助教のうちからこれに充てる。

(研究科委員会)

第6条 本学大学院各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、各研究科担当の専任教育職員をもって組織する。

3 研究科長は、各研究科担当の教授から選任される。その選考に関する事項及び任期は、別に定める。

4 研究科委員会は、各研究科長が招集し、その議長となる。

5 研究科長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ各研究科委員会において選出された者が招集し、その議長となる。

6 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

7 前項に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 研究科長候補者の選考に関すること

(2) 教育課程及び授業に関すること

(3) 学生の退学、休学、除籍及び修了に関すること

(4) 学生の賞罰に関すること

(5) 教育職員の人事に関すること

(6) 自己点検・評価に関すること

(7) 教育内容の改善のための組織的な研修等に関する事

(8) 科目等履修生、研究生及び履修証明プログラムに関する事

8 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

9 研究科委員会の運営については、本規則に定めるほか別に定める。

(大学院委員会)

第7条 本学大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会委員長は、学長がこれに当たる。

3 大学院委員会は、学長、副学長、研究科長及び研究科委員会から選出された2名の委員をもって組織する。

4 大学院委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学院規則及び規程の制定・改廃に関する事

(2) 研究科等の設置・廃止に関する事

5 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(修業年限及び在学年数)

第8条 研究科の標準修業年限は、2年又は5年とする。

2 在学年数は、修士課程及び博士課程（前期）は4年、博士課程（後期）は6年を超えることはできない。

3 学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(学年、学期、休業日及び授業期間)

第9条 本学大学院の学年、学期、休業日及び授業期間は、学則を準用する。

(昼夜開講等)

第10条 必要があると認められた場合、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の趣旨に基づき、夜間その他特定の時間・時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(入学)

第11条 入学の時期は、学則を準用する。

(修士課程及び博士課程（前期）の入学資格)

第12条 本学大学院修士課程及び博士課程（前期）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 学校教育法第83条に定められた大学を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則第155条第1項の規定に基づき、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(3) 大学に3年以上在学し、本学大学院各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があり、かつ学部の所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者

(博士課程（後期）の入学資格)

第13条 本学大学院博士課程（後期）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

（1） 修士の学位を有する者

（2） 学校教育法施行規則第156条第1項の規定に基づき、大学院の修士課程の修了者と同等以上の学力があると認められる者

（転学）

第14条 他の大学院に在籍する者で、本学大学院に転学を希望する者に対しては、各研究科委員会の議を経て選考の上許可することがある。

2 前項の規定により転学を志望するときは、在籍する大学院の研究科長の許可証を添付しなければならない。

3 転学において納入した検定料は、いかなる事情があっても返還しない。

（教育方法）

第15条 本学大学院の教育は、授業科目として掲げる授業並びに修士論文、特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究報告書等」という）又は博士論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

（授業科目及び単位数）

第16条 本学大学院研究科における授業科目等及びその単位数は、別表Iのとおりとする。

2 授業科目の単位は次の基準による。

3 前項の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して次の基準により単位を計算するものとする。

（1） 講義については、原則として15時間の授業をもって1単位とする

（2） 演習については、原則として30時間の授業をもって1単位とする

（3） 実験・実習及び実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とする

（4） 一の授業科目について、講義、演習、実験・実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、別に定める時間をもって1単位とする

4 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が教育上特に必要があると認めた場合は、単位の計算方法を変更することができる。

（授業科目の履修）

第17条 修士課程及び博士課程（前期）においては、研究指導教育職員の指導の下に、合計30単位以上を修得しなければならない。

2 博士課程（後期）においては、研究指導教育職員の指導の下に、合計16単位以上を修得しなければならない。

（他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定）

第18条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又は、それに準ずる高等教育機関を含む）とあらかじめ協議の上、当該大学院等において履修した単位を、15単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。

2 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に他の大学院（外国の大学院又は、それに準ずる高等教育機関を含む）において、修得した単位（科目等履修生を含む）を、15単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。

3 第1項及び第2項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第18条の2 入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合、当該単位の修得により本学大学院修士課程及び博士課程(前期)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(単位修得の認定)

第19条 授業科目を履修し、単位修得の認定を受けた者には所定の単位を与える。

2 授業科目の単位修得の認定は、試験成績若しくは平常の学習成績、又は両者を総合して担当教員が行う。

3 成績評価は、秀(A:100~90点)、優(B:89~80点)、良(C:79~70点)、可(D:69~60点)、不可(F:60点未満)の5段階をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。なお、他大学等で修得した単位を本学で認定した場合は認定(T)とする。

(課程の修了要件)

第20条 修士課程及び博士課程(前期)の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士課程の目的に応じ、本学学位規程に定める修士論文又は特定課題研究報告書等の審査及び最終試験に合格することとする。

2 修士論文及び特定課題研究報告書等は、研究指導教育職員の指導の下に研究の主題、目標及び方法を含めて研究計画をたて、それに即して作成する。

3 修士論文及び特定課題研究報告書等の審査は、審査委員会において行う。

第21条 博士課程(後期)の修了要件は、博士課程(後期)に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士論文は、研究指導教育職員の指導の下に研究の主題、目標及び方法を含めて研究計画をたて、それに即して作成する。

3 博士論文の審査は、審査委員会において行う。

4 審査委員会の構成は、別に定める本学学位規程による。

(学位)

第22条 本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
国際文化研究科	国際教育文化専攻	修士課程	修士(国際文化)
	国際地域文化専攻	修士課程	修士(国際文化)
経済情報研究科	経済情報専攻	博士課程(前期)	修士(経済)
	経済情報専攻	博士課程(後期)	博士(経済情報)

(休学、転学、退学及び除籍)

第23条 本学大学院の休学、転学、退学及び除籍については、学則を準用する。

(賞罰)

第24条 学生の賞罰については、学則を準用する。

(大学院外国人正規留学生)

第25条 外国人で大学院において教育を受けることを目的として入国し、本学大学院に入学を希望する者があるときは、別に定める特別選抜の方法により、当該研究科委員会の議を経て外国人正規留学生として入学を許可する。

(大学院社会人学生)

第26条 一般社会人（現職教育職員を含む。）で、本学大学院に入学を希望する者があるときは、別に定める特別選抜の方法により、当該研究科委員会の議を経て入学を許可する。

(大学院科目等履修生)

第27条 本学大学院所定の授業科目の中の一科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、別に定めるところにより選考し、科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 科目等履修生として履修を希望する者は、所定の願書に検定料20,000円を添えて願出しなければならない。

5 科目等履修生の学納金は、次のとおりとする。

(1) 履修登録料 30,000円

(2) 科目履修料 履修科目1単位につき20,000円

6 前項の規定にかかわらず、本学卒業生に対して、検定料及び学納金を減免することができる。

7 納入した検定料及び学納金はいかなる事情があっても返還しない。

8 その他科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

(研究生)

第28条 本学大学院において、専門事項の研究を希望する者があるときは、本学大学院の教育と研究に支障のない場合に限り、当該研究科委員会の議を経て研究生として入学を許可する。

(教育職員免許状)

第29条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭一種免許状を取得している者のうち、専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院の研究科及び科目等履修により教育職員免許状取得資格を得る場合の履修方法は、別に定める。

3 本学大学院の研究科において、取得資格を得ることができる免許状は次のとおりである。

(1) 国際文化研究科

①国際教育文化専攻

小学校教諭専修免許状

幼稚園教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、音楽）

高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、音楽）

②国際地域文化専攻

中学校教諭専修免許状（英語）

高等学校教諭専修免許状（英語）

(2) 経済情報研究科

経済情報専攻

高等学校教諭専修免許状（情報）

高等学校教諭専修免許状（商業）

(学納金等)

第30条 本学大学院の検定料は、30,000円とする。

2 本学大学院の学納金は、次のとおりとする。

(1) 入学金 250,000円

(2) 授業料 550,000円

(3) 教育充実費 170,000円

3 前項の規定にかかわらず、検定料及び学納金を減免することがある。なお、減免額は次のとおりとする。

対象者	検定料	入学金	授業料等
本学卒業生	30,000	250,000	350,000
一般社会人	15,000	200,000	200,000
派遣教員（教育関係）	15,000	200,000	350,000
外国人正規留学生	15,000	200,000	200,000

4 学納金の納入方法等は、別に定める。

5 科目等履修生及び研究生の学納金等は、別に定める。

(図書館、施設及び設備)

第31条 本学大学図書館、施設及び設備は、本学大学院学生の研究達成のために活用することができる。

(学生研究室)

第32条 本学大学院に学生研究室を設ける。

2 学生研究室に関する事項は、別に定める。

(福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科における教育研究の実施)

第33条 福井大学大学院に置かれる福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、福井大学及び富山国際大学が協力するものとする。

2 前項の連合教職開発研究科に置かれる教職開発専攻は、福井大学及び富山国際大学の教員とともに、本学の教員が担当するものとする。

(学則の準用)

第34条 この規則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し必要な事項は、学則を準用する。

2 学則を準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部教授会」を「研究科委員会」及び「評議会」を「大学院委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(入学資格の変更、〔別表Ⅰ－１〕国際文化研究科 国際教育文化専攻 学校心理士「新基準」対応による授業内容の変更、専修免許（幼・小）教科科目追加による変更、〔別表Ⅰ－２〕経済情報研究科 経済情報専攻博士課程（後期）経済情報分野の授業科目追加による変更）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(別表Ⅰ－２ 経済情報研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(別表Ⅰ－２ 経済情報研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(・学納金見直しによる変更

・学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第30条第1項については、平成27年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

(・副学長職設置による変更

・別表Ⅰ－１ 国際文化研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更

・別表Ⅰ－２ 経済情報研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(・長期履修学生制度導入による変更)

・別表Ⅰ－２ 経済情報研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第8条第3項については、平成29年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

(・連合教職開発研究科設置による変更)

・別表Ⅰ－１ 国際文化研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更、履修の年次の削除に伴う変更

・別表Ⅰ－２ 経済情報研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更、履修の年次の削除に伴う変更)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(・条項の見直しに伴う変更)

・学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更

・別表Ⅰ－２ 経済情報研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(・大学院設置基準の一部改正に伴う変更)

・大学学納金等納入規程の改正に伴う変更

・別表Ⅱ「学納金等」廃止に伴う変更

・別表Ⅰ－１ 国際文化研究科 科目新設

・別表Ⅰ－２ 経済情報研究科 教育課程見直しによる科目名称・単位数の変更)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(・別表Ⅰ－１ 国際文化研究科 小学校英語教育強化のための科目新設)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(・別表Ⅰ－２ 経済情報研究科 教育課程見直しによる授業科目の変更)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(・検定料返金の明確化に伴う変更)

・特定課題研究明確化に伴う変更

・富山国際大学連合教職開発研究科加入に伴う変更)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

〔別表Ⅰ－１〕 国際文化研究科 授業科目

専攻	研究分野	授業科目等	必修 選択 の別	単 位 数	備 考
国際 教育 文化 専攻	国際 教育 文化	国際関係特論Ⅰ	選択	2	
		国際関係特論Ⅱ	選択	2	
		国際開発特論Ⅰ	選択	2	
		国際開発特論Ⅱ	選択	2	
		国際理解教育特論Ⅰ	選択	2	
		国際理解教育特論Ⅱ	選択	2	
		文化地理特論Ⅰ	選択	2	
		文化地理特論Ⅱ	選択	2	
		西洋文化特論Ⅰ	選択	2	
		西洋文化特論Ⅱ	選択	2	
		日本文化特論Ⅰ	選択	2	
		日本文化特論Ⅱ	選択	2	
		西洋教育思想特論Ⅰ	選択	2	
		西洋教育思想特論Ⅱ	選択	2	
		比較教育制度特論Ⅰ	選択	2	
		比較教育制度特論Ⅱ	選択	2	
		東アジア教育特論Ⅰ	選択	2	
		東アジア教育特論Ⅱ	選択	2	
		異文化間コミュニケーション特論Ⅰ	選択	2	
		異文化間コミュニケーション特論Ⅱ	選択	2	
		日本語教育特論Ⅰ	選択	2	
		日本語教育特論Ⅱ	選択	2	
		英語オーラルコミュニケーション演習Ⅰ	選択	1	
		英語オーラルコミュニケーション演習Ⅱ	選択	1	
		中国語オーラルコミュニケーション演習Ⅰ	選択	1	
		中国語オーラルコミュニケーション演習Ⅱ	選択	1	
		比較文化特論Ⅰ	選択	2	
		比較文化特論Ⅱ	選択	2	
		国際公民教育特論Ⅰ	選択	2	
		国際公民教育特論Ⅱ	選択	2	
東洋文化特論Ⅰ	選択	2			
東洋文化特論Ⅱ	選択	2			

		現代教育思想特論Ⅰ	選択	2	
		現代教育思想特論Ⅱ	選択	2	
		情報科学・教育特論Ⅰ	選択	2	
		情報科学・教育特論Ⅱ	選択	2	
		教育方法特論Ⅰ	選択	2	
教		教育方法特論Ⅱ	選択	2	
育		生涯発達心理特論Ⅰ	選択	2	
		生涯発達心理特論Ⅱ	選択	2	
文		臨床心理特論Ⅰ	選択	2	
		臨床心理特論Ⅱ	選択	2	
化		学校心理学	選択	2	
		障害児の教育と心理	選択	2	
		生徒指導・キャリア教育	選択	2	
		心理教育的アセスメント	選択	1	
		学校カウンセリング	選択	1	
		教授・学習心理学	選択	2	
		特別支援教育特論	選択	2	
		国語教育特論Ⅰ	選択	2	
		国語教育特論Ⅱ	選択	2	
		社会認識教育特論Ⅰ	選択	2	
		社会認識教育特論Ⅱ	選択	2	
		数学教育特論Ⅰ	選択	2	
		数学教育特論Ⅱ	選択	2	
		科学教育特論Ⅰ	選択	2	
		科学教育特論Ⅱ	選択	2	
		音楽教育特論Ⅰ	選択	2	
		音楽教育特論Ⅱ	選択	2	
		健康教育特論Ⅰ	選択	2	
		健康教育特論Ⅱ	選択	2	
		国文学特論Ⅰ	選択	2	
		国文学特論Ⅱ	選択	2	
		数学特論Ⅰ	選択	2	
		数学特論Ⅱ	選択	2	
		算数特論Ⅰ	選択	2	
		算数特論Ⅱ	選択	2	
		生物学特論Ⅰ	選択	2	
		生物学特論Ⅱ	選択	2	
		物理学特論Ⅰ	選択	2	
		物理学特論Ⅱ	選択	2	

		音楽特論Ⅰ	選択	2	
		音楽特論Ⅱ	選択	2	
		体育学特論Ⅰ	選択	2	
		体育学特論Ⅱ	選択	2	
		教育行政・経営特論Ⅰ	選択	2	
		教育行政・経営特論Ⅱ	選択	2	
		日本史特論Ⅰ	選択	2	
		日本史特論Ⅱ	選択	2	
		小学校英語特論Ⅰ	選択	2	
		小学校英語特論Ⅱ	選択	2	
	研究指導	課題研究法Ⅰ	必修	1	
		課題研究法Ⅱ	必修	1	
		課題研究法Ⅲ	必修	1	
		課題研究法Ⅳ	必修	1	

国際地域文化専攻	アメリカ	アメリカ文学特論Ⅰ	選択	2	
		アメリカ文学特論Ⅱ	選択	2	
	日米比較文化	日米比較文化特論Ⅰ	選択	2	
		日米比較文化特論Ⅱ	選択	2	
	日英比較言語	日英比較言語特論Ⅰ	選択	2	
		日英比較言語特論Ⅱ	選択	2	
	アメリカ文化	アメリカ文化特論Ⅰ	選択	2	
		アメリカ文化特論Ⅱ	選択	2	
	英語学	英語学特論Ⅰ	選択	2	
		英語学特論Ⅱ	選択	2	
	英語教育	英語教育特論Ⅰ	選択	2	
		英語教育特論Ⅱ	選択	2	
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション演習Ⅰ	選択	1	
		英語コミュニケーション演習Ⅱ	選択	1	
	英語圏文学	英語圏文学特論Ⅰ	選択	2	
		英語圏文学特論Ⅱ	選択	2	
中国文学専攻	中国文学	中国文学特論Ⅰ	選択	2	
		中国文学特論Ⅱ	選択	2	
	中国思想史	中国思想史特論Ⅰ	選択	2	
		中国思想史特論Ⅱ	選択	2	
	中国文化史	中国文化史特論Ⅰ	選択	2	
		中国文化史特論Ⅱ	選択	2	
	中国日本比較文化	中国日本比較文化特論Ⅰ	選択	2	
		中国日本比較文化特論Ⅱ	選択	2	
	中国語学	中国語学特論Ⅰ	選択	2	
		中国語学特論Ⅱ	選択	2	
	中国語学演習	中国語学演習Ⅰ	選択	1	
		中国語学演習Ⅱ	選択	1	
	西南中国民族交流史	西南中国民族交流史特論Ⅰ	選択	2	
		西南中国民族交流史特論Ⅱ	選択	2	

日 本 文 化	日本文学特論Ⅰ	選択	2	
	日本文学特論Ⅱ	選択	2	
	日本演劇文化特論Ⅰ	選択	2	
	日本演劇文化特論Ⅱ	選択	2	
	日本宗教文化史特論Ⅰ	選択	2	
	日本宗教文化史特論Ⅱ	選択	2	
	日本仏教思想特論Ⅰ	選択	2	
	日本仏教思想特論Ⅱ	選択	2	
	日本語学特論Ⅰ	選択	2	
	日本語学特論Ⅱ	選択	2	
	日本語教育演習Ⅰ	選択	1	
	日本語教育演習Ⅱ	選択	1	
	日本社会文化史特論Ⅰ	選択	2	
	日本社会文化史特論Ⅱ	選択	2	
研究 指導	課題研究法Ⅰ	必修	1	
	課題研究法Ⅱ	必修	1	
	課題研究法Ⅲ	必修	1	
	課題研究法Ⅳ	必修	1	

(履修方法及び修了要件)

1 国際教育文化専攻

- ①国際教育研究分野から講義1科目2単位以上を選択履修すること
 ②教育文化研究分野から講義1科目2単位以上を選択履修すること
 ③「課題研究法Ⅰ～Ⅳ」4単位を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文又は特定課題研究報告書等の審査及び最終試験に合格すること

2 国際地域文化専攻

- ①アメリカ文化・中国文化・日本文化の各分野から講義1科目2単位以上を選択履修すること
 ②その他の選択科目から20単位以上を選択履修すること
 ③「課題研究法Ⅰ～Ⅳ」4単位を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文又は特定課題研究報告書等の審査及び最終試験に合格すること

〔別表 I - 2〕 経済情報研究科 授業科目

専攻	研究分野	授業科目等	必修 選択 の別	単 位 数	備 考
経 済 情 報 専 攻 博 士 課 程 (前 期)	社 会 情 報 分 野	情報数理基礎論 A	選択	2	
		情報数理基礎論 B	選択	2	
		情報数理基礎論演習 I	選択	2	
		情報数理基礎論演習 II	選択	2	
		情報数理基礎論演習 III	選択	4	
		数値計算論 A	選択	2	
		数値計算論 B	選択	2	
		数値計算論演習 I	選択	2	
		数値計算論演習 II	選択	2	
		数値計算論演習 III	選択	4	
		高性能コンピューティング論 A	選択	2	
		高性能コンピューティング論 B	選択	2	
		高性能コンピューティング論演習 I	選択	2	
		高性能コンピューティング論演習 II	選択	2	
		高性能コンピューティング論演習 III	選択	4	
		ビジュアルコンピューティング論 A	選択	2	
		ビジュアルコンピューティング論 B	選択	2	
		ビジュアルコンピューティング論演習 I	選択	2	
		ビジュアルコンピューティング論演習 II	選択	2	
		ビジュアルコンピューティング論演習 III	選択	4	
		言語情報コンピューティング論 A	選択	2	
		言語情報コンピューティング論 B	選択	2	
		言語情報コンピューティング論演習 I	選択	2	
		言語情報コンピューティング論演習 II	選択	2	
		言語情報コンピューティング論演習 III	選択	4	
		マルチメディア通信論 A	選択	2	
		マルチメディア通信論 B	選択	2	
		マルチメディア通信論演習 I	選択	2	
		マルチメディア通信論演習 II	選択	2	
		マルチメディア通信論演習 III	選択	4	
人工知能特論 A	選択	2			
人工知能特論 B	選択	2			
人工知能特論演習 I	選択	2			
人工知能特論演習 II	選択	2			
人工知能特論演習 III	選択	4			

経済情報報専攻博士課程（前期）	経営・環境分野	会計学特論A	選択	2
		会計学特論B	選択	2
		会計学特論演習 I	選択	2
		会計学特論演習 II	選択	2
		会計学特論演習 III	選択	4
		国際経営特論 A	選択	2
		国際経営特論 B	選択	2
		国際経営特論演習 I	選択	2
		国際経営特論演習 II	選択	2
		国際経営特論演習 III	選択	4
		環境経済特論 A	選択	2
		環境経済特論 B	選択	2
		環境経済特論演習 I	選択	2
		環境経済特論演習 II	選択	2
		環境経済特論演習 III	選択	4
		マーケティング特論 A	選択	2
		マーケティング特論 B	選択	2
		マーケティング特論演習 I	選択	2
		マーケティング特論演習 II	選択	2
		マーケティング特論演習 III	選択	4
		経営管理特論 A	選択	2
		経営管理特論 B	選択	2
		経営管理特論演習 I	選択	2
		経営管理特論演習 II	選択	2
		経営管理特論演習 III	選択	4
		ファイナンス特論 A	選択	2
ファイナンス特論 B	選択	2		
ファイナンス特論演習 I	選択	2		
ファイナンス特論演習 II	選択	2		
ファイナンス特論演習 III	選択	4		

経済情報専攻博士課程（前期）	応用経済分野	ミクロ経済学特論A	選択	2	
		ミクロ経済学特論B	選択	2	
		ミクロ経済学特論演習 I	選択	2	
		ミクロ経済学特論演習 II	選択	2	
		ミクロ経済学特論演習 III	選択	4	
		公共政策論 A	選択	2	
		公共政策論 B	選択	2	
		公共政策論演習 I	選択	2	
		公共政策論演習 II	選択	2	
		公共政策論演習 III	選択	4	
		国際経済論 A	選択	2	
		国際経済論 B	選択	2	
		国際経済論演習 I	選択	2	
		国際経済論演習 II	選択	2	
		国際経済論演習 III	選択	4	
		マクロ経済学特論 A	選択	2	
		マクロ経済学特論 B	選択	2	
		マクロ経済学特論演習 I	選択	2	
		マクロ経済学特論演習 II	選択	2	
		マクロ経済学特論演習 III	選択	4	
		地域経済特論 A	選択	2	
		地域経済特論 B	選択	2	
		地域経済特論演習 I	選択	2	
		地域経済特論演習 II	選択	2	
		地域経済特論演習 III	選択	4	
		行動経済学特論 A	選択	2	
		行動経済学特論 B	選択	2	
行動経済学特論演習 I	選択	2			
行動経済学特論演習 II	選択	2			
行動経済学特論演習 III	選択	4			
共通教養	経済情報のための英語特論 A	選択	2		
	経済情報のための英語特論 B	選択	2		

経済情報専攻博士課程（後期）	経済情報分野	情報システムとモデル	選択	2
		公共政策への理論的・実証的アプローチ	選択	2
		A I 開発と機械学習	選択	2
		地域産業のグローバル化	選択	2
		国際経済	選択	2
		公共政策	選択	2
		計算数理	選択	2
		地域経済	選択	2
		高性能コンピューティング	選択	2
		地域金融	選択	2
		国際経営	選択	2
		環境経済	選択	2
		言語処理コンピューティング	選択	2
		ビジュアルコンピューティング	選択	2
		ミクロ経済学	選択	2
		マーケティング	選択	2
		人工知能	選択	2
		経済情報特別演習（モデルの解析）	選択	12
		経済情報特別演習（地域間の経済社会格差と人口移動）	選択	12
		経済情報特別演習（地域金融の計量的分析）	選択	12
経済情報特別演習（計算数理）	選択	12		
経済情報特別演習（環境評価）	選択	12		
経済情報特別演習（言語処理）	選択	12		
経済情報特別演習（ビジュアルコンピューティング）	選択	12		
経済情報特別演習（ミクロ経済学）	選択	12		
経済情報特別演習（マーケティング）	選択	12		
経済情報特別演習（人工知能）	選択	12		

(履修方法及び修了要件)

経済情報専攻

博士課程（前期）

研究指導に関連する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの8単位を含む30単位以上履修し、かつ修士論文又は特定課題研究報告書等の審査及び最終試験に合格しなければならない

博士課程（後期）

演習12単位を含む16単位以上履修し、博士論文審査に合格しなければならない

岐阜聖徳学園大学学位規程

一部改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法第104条第1項及び学位規則第2条、第3条、第4条の規定に基づき、岐阜聖徳学園大学学則に従い、岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という）及び岐阜聖徳学園大学大学院（以下「本学大学院」という）において授与される学位に関する必要事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学学部及び本学大学院において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位)

第3条 学士の学位は、本学の教育課程を修了した者に対し、授与する。

2 学士の学位は、その卒業した学部、学科に応じて、次のとおりとする。

教育学部学校教育課程 学士（教育）

外国語学部外国語学科 学士（外国語）

経済情報学部経済情報学科 学士（経済学）

看護学部看護学科 学士（看護学）

3 学士の学位記の授与は、学年末とする。ただし、前期末までに卒業の要件を満たした場合は、これを前期末とすることができる。

(課程修了の審査・報告)

第4条 学部教授会は、本学の学則の定めるところによりそれぞれの学部の課程の修了の可否を審議し、その結果を学長に報告する。

(課程修了)

第5条 学長は、前条の修了報告を受けたときは、卒業を認定し学位を授与するものとする。

(修士の学位)

第6条 修士の学位は、本学の大学院規則に定めるところにより、本学大学院の修士課程及び博士課程（前期）を修了した者に対し、授与する。

2 修士の学位は、次のとおりとする。

国際文化研究科 国際教育文化専攻 修士（国際文化）

国際文化研究科 国際地域文化専攻 修士（国際文化）

経済情報研究科 経済情報専攻 修士（経済）

3 修士の学位記の授与は、学年末とする。ただし、前期末までに修了の要件を満たした場合は、これを前期末とすることができる。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出資格)

第7条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究報告書等」という）の提出資格は、修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の30単位以上の修得見込みの者で、修士論文又は特定課題研究作成計画書を提出した者とする。

(修士論文又は特定課題研究報告書等の提出)

第8条 修士論文又は特定課題研究報告書等は、研究指導教育職員の指導の下に、あらかじめまと

められた修士論文又は特定課題研究作成計画書に従って作成する。

- 2 修士論文又は特定課題研究作成計画書は、修士論文又は特定課題研究報告書等提出期限の少なくとも3か月前までに研究指導教育職員の承認を得て提出しなければならない。
- 3 修士論文又は特定課題研究報告書等は、あらかじめ定められた日時までに、研究指導教育職員の承認を得て審査委員会に提出しなければならない。
- 4 修士論文又は特定課題研究報告書等は、1編1通とし、日本語又は外国語により執筆し、これに要旨1通を添えなければならない。
- 5 修士論文又は特定課題研究報告書等要旨は、修士論文又は特定課題研究報告書等を外国語により執筆する者にあつては外国語により作成することができる。ただし、その場合は、日本語による訳文を添えるものとする。

(修士論文又は特定課題研究報告書等の審査・報告)

第9条 修士論文又は特定課題研究報告書等の審査は、大学院研究科委員会の定める審査委員若干名によって行う。

- 2 審査委員は、研究指導教育職員のほか当該論文に関連する授業科目担当の教育職員1名以上を加えるものとする。
- 3 審査の結果を大学院研究科委員会で審議し、その結果を学長に報告する。

(修士課程及び博士課程(前期)の修了と修士の学位授与)

第10条 学長は、前条の修了報告を受けたときは、専攻課程の修了を認定し学位を授与するものとする。

(博士の学位)

第11条 博士の学位は、本学の大学院規則の定めるところにより、本学大学院博士課程(後期)を修了した者に対し、授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、本学大学院の行うその論文審査に合格し、かつ大学院の博士課程(後期)修了者と同等以上の学力を有することを研究科委員会で確認された者にも授与することができる。
- 3 博士の学位は、次のとおりとする。

経済情報研究科 経済情報専攻 博士(経済情報)

- 4 博士の学位記の授与は、学年末とする。ただし、前期末までに修了の要件を満たした場合は、これを前期末とすることができる。

(博士論文の提出資格)

第12条 博士論文の提出資格は、本学大学院課程(後期)に在学し、本学大学院博士課程(後期)修了要件の16単位以上修得見込みの者で、論文作成計画書を提出した者とする。

- 2 前条第2項により博士の学位論文を提出して学位の授与を申請する者は、別表Vの様式による学位申請書に、学位論文、学位論文の要旨、参考論文があるときは当該参考論文、履歴書、各3通及び審査手数料を添えて学長に提出するものとする。
- 3 本条第1項で論文作成計画書を提出した者に対して、学力認定の試問を行うことができる。また第2項により申請した者に対して、外国語及び専攻学科について、博士課程(後期)において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有する事を認めるための試問を行うことができる。試問は筆答又は口述により行う。
- 4 本条第2項の手数料は、次のとおりとする。

50,000円

(博士論文の提出)

第13条 博士論文は、研究指導教育職員の指導の下に、あらかじめまとめられた博士論文作成計画書にしたがって作成する。

2 博士論文作成計画書は、博士論文提出期限の少なくとも6か月前までに研究指導教育職員の承認を得て提出しなければならない。

3 博士論文は、あらかじめ定められた日時までに、研究指導教育職員の承認を得て審査委員会に提出しなければならない。

4 博士論文は、1編1通とし、日本語又は外国語により執筆し、これに要旨1通を添えなければならない。

5 論文要旨は、論文を外国語により執筆する者にあつては外国語により作成することができる。ただし、その場合は、日本語による訳文を添えるものとする。

(博士論文の審査・報告)

第14条 博士論文の審査は、大学院研究科委員会の定める審査委員若干名によって行う。

2 審査委員は、研究指導教育職員のほか当該論文に関連する教育職員2名以上(学外研究者を含む)を加えるものとする。

3 審査の結果は、大学院研究科委員会で審議し、その結果を学長に報告する。

(博士課程(後期)修了及び博士の学位授与)

第15条 学長は、前条の修了報告を受けたときは、専攻課程の修了を認定し学位を授与するものとする。

(学位の名称の使用)

第16条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、岐阜聖徳学園大学と附記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があつたとき又は、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は大学院委員会・教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(学位記)

第18条 学位記の様式は、別表Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのとおりとする。

(学位授与の報告)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合は、学長の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。
- 4 学位論文を公表する場合は、岐阜聖徳学園大学審査学位論文である旨を明記するものとする。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の外国語学部への入学者は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

外国語学部英米語学科 学士（英米語・英米文化）

外国語学部中国語学科 学士（中国語・中国文化）

外国語学部日本語学科 学士（日本語・日本文学）

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の教育学部学校心理学科への入学者は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

教育学部学校心理学科 学士（心理学）

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 教育学部初等教育課程及び中等教育課程を廃止するまでの間は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

教育学部初等教育課程 学士（教育）

教育学部中等教育課程 学士（教育）

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 2 教育学部学校心理課程を廃止するまでの間は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

教育学部学校心理課程 学士（心理学）

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 I

第 号	岐阜聖徳学園大学学長 氏 名	岐阜聖徳学園大学学部長 氏 名	(元号) 年三月十五日	学位を授与する	学士()の認め	たので卒業を認め	本学所定の課程を修め	年 月 日生	氏 名	学部 課程 学科	学位記
--------	----------------------	-----------------------	----------------	---------	----------	----------	------------	--------------	--------	----------------	-----

別表Ⅱ

第 号	岐阜 聖徳学 園大学 長 氏	(元号) 年三月 十五日	学の最 位で終 を修試 授士験 与へに す合 る格	の 位 論 文 の に 審 査	学 位 定 単 位 を 修 得 し 及 び	所 の 士 科 大 学 院	研 究 科 大 学 院	本 学 科 大 学 院	学 位 記	都 道 府 県 名	年 月 日	氏 名	専 攻
--------	----------------------------	--------------------	---	--------------------------------------	---	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------	-----------------------	-------------	--------	--------

別表Ⅲ

第 号	岐 阜 聖 徳 学 園 大 学 長 氏	(元号) 年三月十五日	学 位 を 授 与 す る	の で 修 士 と し て	最 終 試 験 に 合 格 し た ら ば	学 位 論 文 の 審 査 及 び	所 定 の 単 位 を 修 得 し た ら ば	程 期 間 に お い て	科 専 攻 の 博 士 課 程	本 学 大 学 専 攻 院 の 博 士 研 究	学 位 記	都 道 府 県 名	年 月 日	氏 名
--------	--	----------------	---------------------------------	---------------------------------	---	---	--	---------------------------------	--------------------------------------	--	-------------	-----------------------	-------------	--------

別表IV

第 号	岐阜聖徳学園大学長 氏	(元号)	年三月十五日	学の最学位 位で終位 を博士試験 授士験文 与へにの す合審を る格査修 ーし及得 のたびして	程学所 定(後 の後 単期 位の をに 修お 士研 課究	科本 学 大 専学 院 の 博 研 究	学 位 記	都道府県名	年 月 日 名
--------	----------------	------	--------	---	--	---	-------------	-------	------------------

学 位 申 請 書

年 月 日

岐阜聖徳学園大学長 様

氏 名 印

貴学学位規程第9条第2項の規定により論文に論文要旨履歴書及び論文審査
手数料金50,000円を添えて博士（経済情報）の学位授与を申請します

岐阜聖徳学園大学短期大学部学則

第1章 総 則

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神にのっとり宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに、深い専門の学術技芸を教授研究し、もって社会に有為な人材を育成することを目的とする。

2 幼児教育学科（第一部・第三部）は、倫理観に裏打ちされた豊かな教養と幅広い専門的知識・技術を体系的に修得させることにより、教育・保育機関、家庭、地域社会などにおいて、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障し、健やかな発達を援助し、教育に貢献できる人材を育成することを目的とする。

第2条 本学は、岐阜聖徳学園大学短期大学部と称する。

第3条 本学は、これを岐阜県岐阜市中鶉一丁目38番地に置く。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第4条 学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児教育学科第一部	100名	200名
幼児教育学科第三部	50名	150名

第5条 本学の修業年限は幼児教育学科第一部にあつては2年、幼児教育学科第三部にあつては3年とする。ただし、在学期間は修業年限の2倍を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 開学記念日 5月22日
- (4) 春季休業 3月16日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (6) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 開学記念日が日曜日に当たる場合は、その翌日を休業日とする。

3 第1項、第2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を定め、又は

変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教育上の必要により、学長は休業中に実習その他の授業を課すことができる。

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程及び履修方法

第10条 本学の授業科目は建学の精神に関する科目、教養基礎科目及び専門科目とする。各学科の授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

第11条 本学各学科の課程を修了し、卒業するためには、別表に定めるところにより、幼児教育学科第一部は65単位以上、幼児教育学科第三部は63単位以上を修得しなければならない。

第12条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

2 前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項のメディアを利用して行う授業により修得した単位については、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

4 本学が認めた場合、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、原則として15時間の授業をもって1単位とする。学修上必要と認めるときは別に定めるところにより30時間の授業をもって1単位とすることができる

(2) 演習については、原則として30時間の授業をもって1単位とする。学修上必要と認めるときは別に定めるところにより15時間の授業をもって1単位とすることができる

(3) 実験・実習及び実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とする。学修上必要と認めるときは別に定めるところにより30時間の授業をもって1単位とすることができる

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験・実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、第1号から第3号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする

(5) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる

2 前項の規定にかかわらず、教授会が教育上特に必要があると認めた場合は、単位の計算方法を変更することができる。

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学及び大学以外の教育施設等において学修した科目を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、30単位を限度として認めることができる。

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学、大学又は大学以外の教育施設等において修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、30単位を限度として認めることができる。

- 2 前項の規定は学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
- 3 本学が認めた他の短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、前項により修得した単位数と合わせて30単位を限度として認めることができる。
- 4 前条の学生が、第2項の単位数と合わせるときは、45単位を限度として認めることができる。

第16条 本学において取得できる資格及び免許状の種類は次のとおりである。

学 科	資格及び免許状の種類
幼児教育学科第一部	幼稚園教諭二種免許状 保育士証
幼児教育学科第三部	幼稚園教諭二種免許状 保育士証

第17条 本学の学生で教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

第18条 本学の幼児教育学科第一部及び幼児教育学科第三部の学生で保育士証を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

第19条 (削除)

第20条 本学の学生は、他の学科の科目を履修することができる。

第5章 単位の認定、卒業認定及び学位の授与

第21条 授業科目を履修し、単位修得の認定を受けた者には所定の単位を与える。

- 2 授業科目の単位修得の認定は、試験成績若しくは平常の学習成績又は両者を総合して担当教員が行う。
- 3 成績評価は、秀（A：100～90点）、優（B：89～80点）、良（C：79～70点）、可（D：69～60点）、不可（F：60点未満）の5段階をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。なお、他大学等で修得した単位を本学で認定した場合は認定（T）とする。
- 4 授業形態、科目の特性などにより、前項の成績評価が困難なものについては、合格（P）、不合格（NP）とする。

第22条 幼児教育学科第一部の学生は2年以上、幼児教育学科第三部の学生は3年以上在学し、第11条の規定により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の時期は、学年末とする。ただし、前期末までに、前項に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期末とすることができる。

第23条 卒業した者は、次の区分に従い、短期大学士の学位を授与する。

幼児教育学科第一部	短期大学士（幼児教育）
幼児教育学科第三部	短期大学士（幼児教育）

第6章 入学、退学、再入学、休学、復学、転学、転籍、留学、除籍及び復籍

第24条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校、又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第25条 入学を志願し、選考の結果、合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより入学手続をしなければならない。

第26条 退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 退学に関する事項は、別にこれを定める。

第27条 前条により退学した者が再入学しようとする場合は、選考の上許可することができる。

2 第42条に規定する懲戒により退学した者は、再入学試験を受験することができない。

3 納入した検定料は、いかなる事情があっても返還しない。

4 再入学に関する事項は、別にこれを定める。

第28条 病気その他の事由により、引き続き3か月以上修学できない場合は、原則、学期開始前までにその事由を付して願い出て、学長の許可を得て休学することができる。休学期間は1年以内とし、学期末又は学年末までとする。

第29条 休学期間が満了した場合若しくは休学事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第30条 休学期間は、通算して幼児教育学科第一部は2年、幼児教育学科第三部は3年を超えることはできない。

2 休学期間は在学年数に算入しない。

3 休学及び復学に関する事項は、別にこれを定める。

第31条 本学に転学を希望する者に対しては、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

2 転籍を希望する者に対しては、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に転籍を許可することができる。

3 転学において納入した検定料は、いかなる事情があっても返還しない。

4 転学及び転籍に関する規程は、別にこれを定める。

第32条 他の大学に転学を希望する者は、事由を付して願い出て、学長の許可を得なければならない。

第32条の2 外国の大学で学修することを希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第5条に定める在学期間に含めることができる。

3 外国の大学への留学に関する事項は、別にこれを定める。

第33条 入学・退学・再入学・休学・復学・転学・転籍・留学・復籍の許可及び除籍は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

第34条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 入学時から1か月を経過してもなお許可なく出席しない者
- (2) 第5条に定める在学期間を超えた者
- (3) 休学許可者で、休学期間満了時までには復学しない者
- (4) 授業料等（授業料及び教育充実費）の納付を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (5) 死亡の届け出があった者
- (6) 保証人から行方不明である届出のあった者又は1年以上消息が確認できない者

第34条の2 前条第4号又は第6号の規定により除籍した者が、復籍しようとする場合は、復籍願に復籍手数料30,000円を添えて願い出て、選考の上、学長の許可を得なければならない。

2 納入した復籍手数料は、いかなる事情があっても返還しない。

3 復籍に関する事項は、別にこれを定める。

第7章 検定料、入学金、授業料等

第35条 入学志願者の検定料は、30,000円とする。ただし、大学入学共通テストによる入学志願者の検定料は、15,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる入学志願者の検定料は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般選抜B日程において、3学部（大学の学部含む）以上出願する場合は10,000円を増額する。
- (2) 大学入学共通テスト利用選抜において、同一選抜募集区分に複数の学科（岐阜聖徳学園大学の専修・学科を含む）を併願する場合、2つ目以降の出願から1出願につき10,000円を減額する。

第36条 本学の学納金は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| (1) 入学金 | 幼児教育学科第一部 | 300,000円 |
| | 幼児教育学科第三部 | 200,000円 |
| (2) 授業料 | 幼児教育学科第一部 | 700,000円 |
| | 幼児教育学科第三部 | 470,000円 |
| (3) 教育充実費 | 幼児教育学科第一部 | 360,000円 |
| | 幼児教育学科第三部 | 130,000円 |

2 前項に規定する学納金のほか、教育上必要な費用を別に徴収することがある。

3 学期の中途に退学若しくは転学を願い出た者又は停学若しくは退学を命ぜられた者は、その期の授業料等（授業料及び教育充実費）を納入しなければならない。

4 休学を許可された者に対しては、授業料等（授業料及び教育充実費）を徴収しない。ただし、

在籍料として1学期につき30,000円を徴収する。

- 5 奨学生その他特別の事由のある者に対しては、前条に規定する検定料及び第1項に規定する学納金を減免することができる。
- 6 岐阜県が実施する離職者等委託訓練事業により入学する者に対しては、前条に規定する検定料及び第1項の学納金を徴収しない。
- 7 本章に規定するほか、学納金等納入に関する事項は、別にこれを定める。

第37条 <削除>

第8章 科目等履修生、外国人正規留学生、研究生及び委託生

第38条 本学の学生以外で授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という）があるときは、教授会の議を経て、1科目ないし数科目の履修を認めることができる。

- 2 科目等履修生として履修を希望する者は、所定の願書に検定料5,000円を添えて願出しなければならない。
- 3 科目等履修生の学納金は、次のとおりとする。
 - (1) 履修登録料 10,000円
 - (2) 科目履修料 履修科目1単位につき10,000円
- 4 納入した検定料及び学納金は、いかなる事情があっても返還しない。
- 5 共同授業参加大学の学生が共同授業を履修する場合は、検定料及び学納金は全額免除とする。
- 6 科目等履修生には、学則第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第21条を準用して単位を与えることができる。
- 7 科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

第39条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学部教授会の議を経て、学長が外国人正規留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人正規留学生として、入学を許可された者については、検定料、授業料等（授業料及び教育充実費）を減免することができる。
- 3 外国人正規留学生に関する事項は、別にこれを定める。

第40条 本学において、専門事項の研究を希望する者があるときは、本学の教育と研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学を希望する者は、所定の願書に検定料20,000円を添えて願出なければならない。
- 3 研究生の学納金は、次のとおりとする。
 - (1) 入学金 30,000円
 - (2) 授業料 180,000円
- 4 前項の規定にかかわらず、本学卒業生に対して、検定料及び学納金を減免することができる。
- 5 納入した検定料及び学納金は、いかなる事由があっても返還しない。
- 6 研究生には、学則第8条を準用する。
- 7 研究生に関する事項は、別にこれを定める。

第40条の2 本学において、官公庁、学校その他の公共機関又はそれに準ずる機関から委託があつ

たときは、本学の教育と研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

- 2 委託生として入学を希望する者は、所定の願書に検定料20,000円を添えて願出しなければならない。
- 3 委託生の学納金は、次のとおりとする。
 - (1) 入学金 30,000円
 - (2) 授業料 180,000円
- 4 納入した検定料及び学納金はいかなる事情があっても返還しない。
- 5 委託生に関する事項は、別にこれを定める

第9章 賞 罰

第41条 本学学生として表彰に価する行為があった場合には、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

第42条 本学の規則に違反し、又は学生の本分にもとる行為があった学生に対しては、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、訓告・停学・退学とする。
- 3 前項の懲戒は次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 品行が不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 本学の秩序を乱した者
 - (4) 学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関する事項は、別にこれを定める。

第10章 教育職員、事務職員組織、執行部会

第43条 本学に学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 本学には、前項のほか、副学長、短期大学部長及びその他必要な職員を置くことができる。

第44条 事務局に羽島事務部・岐阜事務部・宗教部・教務部・学生部・就職部・入学広報部・国際交流部・学生支援センターを置く。

- 2 前項の各部に部長等を置く。
- 3 事務局の管理運営に関する事項は、別にこれを定める。

第45条 〈削除〉

第46条 〈削除〉

第47条 本学に執行部会を置く。

- 2 執行部会は学長を補佐し、本学の重要な事項等に関して、学長の諮問に応ずる。
- 3 執行部会の運営に関する事項は、別にこれを定める。

第11章 教授会及び評議会

第48条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、短期大学部長、教授、准教授、専任講師をもって構成する。

第49条 短期大学部長は教授会を招集し、その議長となる。

第50条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関する事
- (2) 学位の授与に関する事

2 前項に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 短期大学部長候補者の選考に関する事
- (2) 教育職員の人事の選考に関する事
- (3) 研究及び教育に関する事
- (4) 教育課程の編成、履修の方法及び試験に関する事
- (5) 学業評価に関する事
- (6) 学生の退学、再入学、休学、復学、転学、転籍、留学及び除籍に関する事
- (7) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事
- (8) 自己点検・評価に関する事
- (9) 短期大学の諸規程の制定・改廃に関する事

3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

第51条 教授会の運営に関する事項は、別にこれを定める。

第52条 本学に全学的重要事項を審議するために、評議会を置く。

第53条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

第54条 評議会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補者の選考に関する事
- (2) 学部・学科等の設置及び廃止に関する事
- (3) 教育職員人事の基準に関する事
- (4) 本学の予算の方針に関する事
- (5) 本学の組織及び運営に関する事
- (6) 学則その他重要規程の制定・改廃に関する事
- (7) 短期大学部その他の機関の連絡調整に関する事

2 評議会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

第55条 評議会の運営に関する事項は、別にこれを定める。

第12章 図書館

第56条 本学に附属施設として図書館を置く。

2 図書館の管理運営に関する事項は、別にこれを定める。

第13章 厚生施設

第57条 本学に学生会館等の厚生施設を置く。

2 厚生施設等の運営管理に関する事項は、別にこれを定める。

第14章 公開講座

第58条 本学は、地域社会の教育文化への貢献を目的とし、公開講座を設けることができる。

第15章 自己点検・評価

第59条 本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検及び評価に関する事項は、別にこれを定める。

第16章 教育・研究施設

第60条 本学に教育・研究施設を置くことができる。

2 教育・研究施設の運営管理に関する事項は、別にこれを定める。

附 則

この学則は昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は昭和61年4月1日から施行する。
2. 第4条に規定する学生定員のうち、家政学科第一部ならびに家政専攻の学生定員は、昭和74年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科専攻等	昭和61年度		昭和62年度～ 昭和74年度		昭和75年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政学科第一部	150	250	150	300	100	250
家政専攻	(100)	(150)	(100)	(200)	(50)	(150)

附 則

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成元年4月1日から施行する。
ただし、平成元年度・平成2年度、家政学科第三部の総定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

家政学科第三部	
平成元年度	170名
平成2年度	190名

2. 第4条学生定員のうち、家政学科第一部家政専攻の学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科専攻等	平成元年度		平成2年度～ 11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政学科第一 部	200 (150)	350 (250)	200 (150)	400 (300)	150 (100)	350 (250)

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成4年4月1日から施行する。
2. 平成4年度・平成5年度の幼児教育学科第三部及び家政学科第三部と、平成4年度の商経学科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

幼児教育学科第三部

平成4年度 420名 平成5年度 390名

家政学科第三部

平成4年度 190名 平成5年度 170名

商経学科

平成4年度 100名

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成10年4月1日から施行する。
2. 平成10年度、平成11年度の学科および学生定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成10年度

学科・部・専攻	入学定員	収容定員
幼児教育学科第三 部	100名	340名
生活学科第一部	100名	100名
生活学専攻	(50名)	(50名)
家政学科第一部	(50名)	(50名)
	0名	150名

生活学専攻	(0名)	(100名)
食物栄養専攻	(0名)	(50名)
家政学科第三部	0名	100名
商経学科	0名	100名

平成11年度

学科・部・専攻	入学定員	収容定員
幼児教育学科第三部	100名	320名
生活学科第一部	100名	200名
生活学専攻	(50名)	(100名)
食物栄養専攻	(50名)	(100名)
家政学科第三部	0名	50名

附 則

この学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成12年4月1日から施行する。
2. 平成12年度から平成16年度までの生活学科第一部生活学専攻の入学定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学科専攻	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	生活学科第一部 生活学専攻	100名	100名	100名	100名

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成14年4月1日から施行する。
2. 平成14年度から平成15年度の幼児教育学科第三部及び生活学科生活学専攻の学生定員・収容定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平成14年度		平成15年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科第三部	50名	250名	50名	200名
生活学科生活学専攻	70名	170名	70名	140名

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年2月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(事務組織変更のための改正)

この学則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(・一般教育科目の科目名称の変更(授業科目:スポーツ)

- ・専門科目 教科に関する科目 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正に伴う変更
- ・社会的及び職業的自立を図るための教育課程実施に伴う変更
- ・生活学科専攻及び食物栄養専攻における科目見直しのための変更)

(施行期日) 第1条 本学則は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置) 第2条 平成22年度以前の入学生は、改正後の学則第10条(別表)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(・生活学科生活学専攻における科目の見直しのための変更 別表 2. 専門科目 教科に関する科目

- ・生活学科生活学専攻(授業科目:簿記)

この学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(・幼児教育学科第一部及び第三部における教育課程見直しのための変更

別表 2. 専門科目 教職に関する科目(授業科目:教育実習指導、教育実習Ⅰ)

- ・生活学科生活学専攻における科目見直しのための変更

別表 2. 専門科目 教科に関する科目(授業科目:衣生活論)

- ・生活学科食物栄養専攻における教育課程見直しのための変更

別表 2. 専門科目 教科に関する科目(授業科目:給食管理実習指導)

この学則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

(・幼児教育学科第三部における教育課程見直しのための変更

別表 2. 専門科目 教科に関する科目(授業科目:基礎演習、保育内容演習)

この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(・学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更

・事務組織の変更・学納金見直しによる変更・生活学科学生募集停止に伴う変更)

1. この学則は平成27年4月1日から施行する。

2. 第36条第1項については、平成27年4月1日入学の学生から適用する。

3. 平成27年度から平成28年度の生活学科の学生定員・収容定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科・専攻	平成27年度		平成28年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	0名	120名	0名	0名
生活学専攻	(0名)	(70名)	(0名)	(0名)
食物栄養専攻	(0名)	(50名)	(0名)	(0名)

附 則

(・副学長職設置に係る学則の見直しのための変更

・実習支援センター設置に係る学則の見直しのための変更

・生活学科廃止に係る変更)

この学則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(・学納金値上げに伴う変更

・教授会構成員を専任講師以上とするための変更)

1. この学則は平成29年4月1日から施行する。

2. 第35条及び第36条第1項については、平成29年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

(・一般教育科目の名称見直し及び単位認定の一部追加に伴う変更

・休学手続き等の明確化に伴う変更

・懲戒による退学者の再入学に関する事項の追加に伴う変更

・除籍対象の見直しに伴う変更

・事務組織の追加と並び替えに伴う変更

・教授会及び評議会における審議事項の見直しに伴う変更

・大学学則との表記内容調整に伴う変更

・幼児教育学科第一部及び第三部における教育課程見直しのための変更

別表 2. 教養基礎科目、3. 専門科目)

この学則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(・幼児教育学科第一部及び第三部における教育課程見直しのための変更

別表 3. 専門科目

- ・「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」の一部改正に伴う変更

別表 2. 教養基礎科目、3. 専門科目

- ・教職・保育士養成課程の変更に伴う教育課程の変更)

この学則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(・復籍、在籍料等の追加に係る変更

- ・事務組織変更のため)

この学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

(・高等教育の教育内容に即した見直しに伴う変更

- ・復籍手数料徴収に伴う変更
- ・事務組織変更に伴う変更

別表 2. 教養基礎科目 科目区分の変更)

1 この学則は令和3年4月1日から施行する。

2 第36条については、令和3年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

(・入学志願者の検定料追加に伴う変更

- ・科目新設(授業科目: データサイエンス入門、データサイエンス基礎)、『国際交流』開講期の差違に伴う単位数の変更

別表 2. 教養基礎科目

- ・教育職員免許法施行規則及び免許状更新規則の一部を改正する省令附則第7項に伴う変更

別表 3. 専門科目)

この学則は令和4年4月1日から施行する。

附 則

(・学部長会及び部長会廃止に伴う変更

- ・幼児教育学科第一部『国際交流』における単位数の変更

別表 2. 教養基礎科目)

この学則は令和5年4月1日から施行する。

附 則

(・検定料及び手数料返金の明確化に伴う変更

- ・懲戒の種類見直しに伴う変更
- ・幼児教育学科第三部募集停止に伴う変更)

1 この学則は令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年度から令和8年度の幼児教育学科第三部の学生定員・収容定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
学科・専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

幼兒教育学科 第三部	0名	100名	0名	50名	0名	0名
---------------	----	------	----	-----	----	----

別 表

1. 建学の精神に関する科目

区分	科 目 名	単 位 数		備 考
		必修	選択	
建学の精神	宗教学	2		

2. 教養基礎科目

区分	科 目 名	単 位 数		備 考
		必修	選択	
基礎力	基礎セミナー	1		教養基礎科目から15単位（第三部においては13単位）以上を修得のこと
	スポーツ健康学	1		
	スポーツ	1		
	情報処理	2		
	データサイエンス入門	2		
	データサイエンス基礎		1	
言葉とコミュニケーション	英語Ⅰ		1	第一部のみ必修
	英語Ⅱ		1	第一部のみ必修
	英語Ⅲ		1	
	英語Ⅳ		1	
	韓国語		1	
	中国語Ⅰ		1	
	中国語Ⅱ		1	
人文科学	哲学		2	※
	文学		2	※
	心理学		2	※
	仏教の生命観		2	※
社会科学	日本国憲法		2	※印から4単位以上を修得のこと
	キャリアデザイン		2	
	経済学		2	
	現代社会論		2	
自然科学	数学		2	※
	生命科学		2	※
	自然科学特論		2	※
複合領域	国際交流		1	※
	レクリエーション		2	

3. 専門科目

区分	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
幼児教育学科第一部	(領域及び保育内容の指導法に関する科目等)			専門科目から48単位以上修得のこと
	子どもと健康	1		
	子どもと人間関係	1		
	子どもと環境	1		
	子どもと言葉	1		
	子どもと音楽表現	1		
	子どもと造形表現	1		
	保育内容総論	1		
	保育内容「健康」指導法	1		
	保育内容「人間関係」指導法	1		
	保育内容「環境」指導法	1		
	保育内容「言葉」指導法	1		
	保育内容「音楽表現」指導法	1		
	保育内容「造形表現」指導法	1		
	総合表現Ⅰ		1	
	総合表現Ⅱ		1	
	子どもの保健A	2		
	子どもの保健B		2	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養Ⅰ	1		
	子どもの食と栄養Ⅱ		1	
	社会福祉	2		
	子育て支援		1	
	子ども家庭福祉		2	
	子ども家庭支援論		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子ども理解の心理学		1	
	青年心理学		2	
	保育原理	2		
	社会的養護A	2		
	社会的養護B		1	
	社会的養護C		2	
乳児保育Ⅰ		2		
乳児保育Ⅱ		1		
器楽演習Ⅰ	1			

器楽演習Ⅱ	1		
保育内容演習Ⅰ	1		
保育内容演習Ⅱ	1		
保育内容特論Ⅰ		2	
保育内容特論Ⅱ		2	
(教育・保育の基礎的理解科目等)			
保育者論	2		
教育原理と教育制度	2		
発達・学習心理学	2		
特別支援保育Ⅰ	1		
特別支援保育Ⅱ	1		
教育課程論	2		
教育方法論	2		
幼児理解と教育相談	2		
教育実習指導		1	
教育実習Ⅰ		2	
教育実習Ⅱ		2	
保育実習Ⅰ(保育所)		2	
保育実習Ⅰ(児童福祉施設等)		2	
保育実習指導Ⅰ		2	
保育実習Ⅱ(保育所)		2	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習Ⅲ(児童福祉施設等)		2	
保育実習指導Ⅲ		1	
保育・教職実践演習		2	
子ども文化Ⅰ	1		
子ども文化Ⅱ		1	
子どもとあそび		1	

区分	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
幼児 教育 学科 第三 部	(領域及び保育内容の指導法に 関する科目等)			専門科目から 48 単位以上修得のこと
	音楽演習		1	
	子どもと健康	1		
	子どもと人間関係	1		
	子どもと環境	1		
	子どもと言葉	1		
	子どもと音楽表現	1		
	子どもと造形表現	1		
	保育内容総論	1		
	保育内容「健康」指導法	1		
	保育内容「人間関係」指導法	1		
	保育内容「環境」指導法	1		
	保育内容「言葉」指導法	1		
	保育内容「音楽表現」指導法	1		
	保育内容「造形表現」指導法	1		
	総合表現Ⅰ		1	
	総合表現Ⅱ		1	
	子どもの保健A	2		
	子どもの保健B		2	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養Ⅰ	1		
	子どもの食と栄養Ⅱ		1	
	社会福祉	2		
	子育て支援		1	
	子ども家庭福祉		2	
	子ども家庭支援論		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子ども理解の心理学		1	
	青年心理学		2	
	保育原理	2		
	社会的養護A	2		
	社会的養護B		1	
	社会的養護C		2	
乳児保育Ⅰ		2		
乳児保育Ⅱ		1		
器楽演習Ⅰ	1			

器楽演習Ⅱ	1		
保育内容演習Ⅰ	1		
保育内容演習Ⅱ	1		
保育内容特論Ⅰ		2	
保育内容特論Ⅱ		2	
(教育・保育の基礎的理解科目等)			
保育者論	2		
教育原理と教育制度	2		
発達・学習心理学	2		
特別支援保育Ⅰ	1		
特別支援保育Ⅱ	1		
教育課程論	2		
教育方法論	2		
幼児理解と教育相談	2		
教育実習指導		1	
教育実習Ⅰ		2	
教育実習Ⅱ		2	
保育実習Ⅰ(保育所)		2	
保育実習Ⅰ(児童福祉施設等)		2	
保育実習指導Ⅰ		2	
保育実習Ⅱ(保育所)		2	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習Ⅲ(児童福祉施設等)		2	
保育実習指導Ⅲ		1	
保育・教職実践演習		2	
子ども文化Ⅰ	1		
子ども文化Ⅱ		1	
子どもとあそび		1	

短期大学部学位規程

一部改正 令和元年5月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び岐阜聖徳学園大学短期大学部学則（以下「学則」という）第23条の規定に基づき、岐阜聖徳学園大学短期大学部（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

短期大学士（幼児教育）

(学位の授与)

第3条 短期大学士の学位は、学則第22条の規定に基づき本学を卒業した者に授与する。

2 短期大学士の学位記の授与は、学年末とする。ただし、前期末までに卒業の要件を満たした場合は、これを前期末とすることができる。

(学位の名称)

第4条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「岐阜聖徳学園大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位の取消)

第5条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記)

第6条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

学位記	学科	氏名	年	月	日生	本学所定の課程を修	め	たので卒業を認め	の短期大学士(学位を授与する	(元号)	年	三月	十五日	岐阜聖徳学園大学短期大学部長	氏	名	岐阜聖徳学園大学短期大学部長	氏	名
-----	----	----	---	---	----	-----------	---	----------	---------	---------	------	---	----	-----	----------------	---	---	----------------	---	---